

# 大町町障がい者計画



平成28年3月

大町町



# 目 次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第1章 計画策定の概要.....        | 1  |
| 1. 策定の趣旨 .....          | 1  |
| 2. 障害者福祉をめぐる国等の動き ..... | 1  |
| 3. 計画の性格・位置づけ .....     | 3  |
| 4. 計画期間.....            | 4  |
| 5. 計画の対象.....           | 5  |
| 6. 計画の策定体制 .....        | 6  |
| 7. 計画策定のための取り組み.....    | 7  |
| 第2章 障がい者を取り巻く現状.....    | 8  |
| 1. 人口の推移 .....          | 8  |
| 2. 障がい者数等の現状.....       | 9  |
| 3. 前期障がい者福祉計画の検証.....   | 15 |
| 4. 障がい者を取り巻く課題 .....    | 16 |
| 第3章 障がい者施策の考え方 .....    | 27 |
| 1. 基本理念.....            | 27 |
| 2. 基本目標.....            | 28 |
| 3. 施策体系.....            | 29 |
| 第4章 施策の展開 .....         | 30 |
| 基本目標1 地域生活の支援体制の充実      |    |
| 1. 福祉サービスの充実.....       | 30 |
| 2. 保健医療サービスの充実 .....    | 40 |
| 基本目標2 自立と社会参加の促進        |    |
| 1. 福祉教育と交流の推進 .....     | 46 |
| 2. 雇用・就労の促進.....        | 50 |
| 3. 社会参加の促進 .....        | 52 |
| 基本目標3 バリアフリー社会の実現       |    |
| 1. 啓発・広報活動の推進 .....     | 53 |
| 2. 生活環境の整備 .....        | 55 |
| 3. 相互理解の促進 .....        | 59 |
| ◆ 目標値 ◆ .....           | 61 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 第5章 推進体制・連携の強化 .....               | 63 |
| 1. 協働による計画推進 .....                 | 63 |
| 2. PDCAサイクルによる計画の推進 .....          | 63 |
| 資 料 編 .....                        | 64 |
| 1. 大町町障害者福祉計画策定委員会設置要綱 .....       | 64 |
| 2. 大町町障害者福祉計画策定委員名簿 .....          | 66 |
| 3. 障害者ハンドブックの主な相談窓口等（平成27年度） ..... | 67 |

#### 「障害」「障がい」の表記について

本計画では、法令用語等で使用されている表記については「障害」、その他については「障がい」と表記しています。

# 第1章 計画策定の概要

## 1. 策定の趣旨

大町町では、平成 19 年に「大町町障害者基本計画」を策定し、各種障がい者施策を推進してまいりました。

「大町町障害者基本計画」は、障害者基本法第 11 条に基づき障がい者の生活全般にわたる幅広い分野の施策を定めています。

「大町町障害者基本計画」が、平成 27 年度に計画期間が満了となることから、「大町町障がい者計画」を策定するものです。

## 2. 障害者福祉をめぐる国等の動き

障がい者に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化しており、計画策定においては、以下の法改正等がその計画内容に大きく影響します。

### (1) 「障害者総合支援法」の施行

障がい者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」が改正され、平成 25 年 4 月には「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行されました。また、これに先立つ、いわゆる「整備法」により、障がい児への支援も強化されています。

“共生社会の実現”のために、基本理念として“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されています。

### (2) 「障害者基本法」の一部改正

「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成 23 年 8 月に公布され（一部を除き同日施行）、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

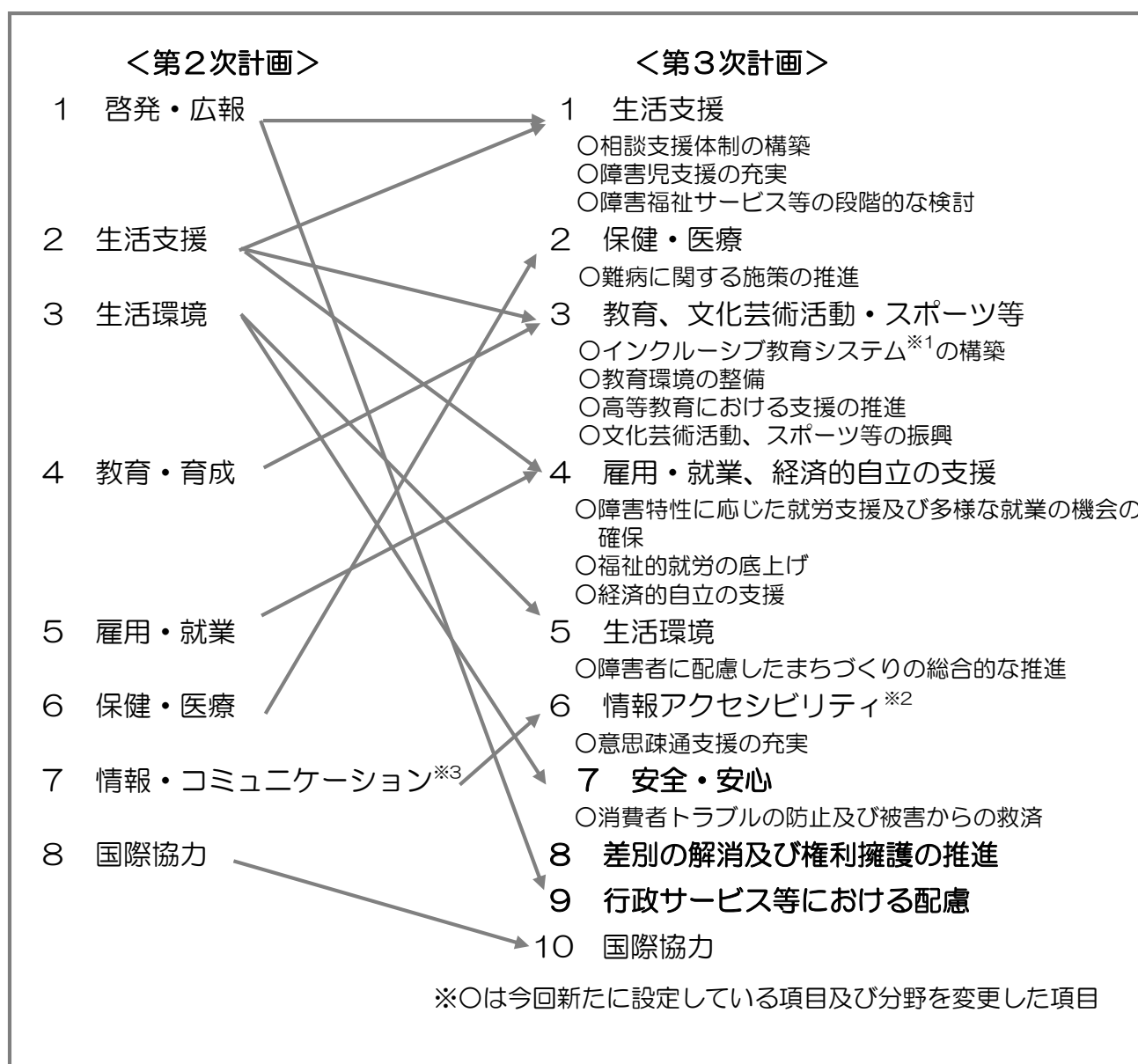
### (3) 「障害者差別解消法」が成立

国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が平成 25 年 6 月に制定され、障がい者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務づけられました。施行は一部の附則を除き、平成 28 年 4 月 1 日となっています。

#### (4) 「障害者基本計画」の策定

「障害者基本法」に基づく計画として、国における障がい者施策の基本的なあり方を示す「障害者基本計画（第3次）」が平成25年9月に策定されました。この計画は平成25年度から平成29年度までの、おおむね5年間を計画期間としています。

この計画の内容について、基本原則として、「(1) 地域社会における共生等（障害者基本法第3条）」、「(2) 差別の禁止（障害者基本法第4条）」、「(3) 国際的協調（障害者基本法第5条）」の3点が新たに記載されるとともに、分野別施策の基本的な方向について、第2次計画の8から10に変わっています。



※1 インクルーシブ教育システム：障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。

※2 情報アクセシビリティ：情報の受けとりやすさや提供方法を工夫するなどして、高齢者や障がい者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること。

※3 コミュニケーション：社会生活を営む人間が互いに意思や感情、思考を言語・文字・身振りなどによって伝達し合うこと。

## 【視点】

こうした背景をふまえ、「大町町障がい者計画」では、前回の計画の目標を引き継ぎながらも発展させていきます。

障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で、理解し合い、支え合い、共に生きる共生社会の実現をめざして、必要な施策を推進していきます。

また、次の点についても策定にあたって留意点としてとらえていきます。

- 国・県の計画をふまえた計画
- 社会経済環境の変化に対応した計画
- 障がい者の支援に対する意向をふまえた計画
- 「大町町障害者基本計画」の評価を反映させた計画
- 実効性のある施策

## 3. 計画の性格・位置づけ

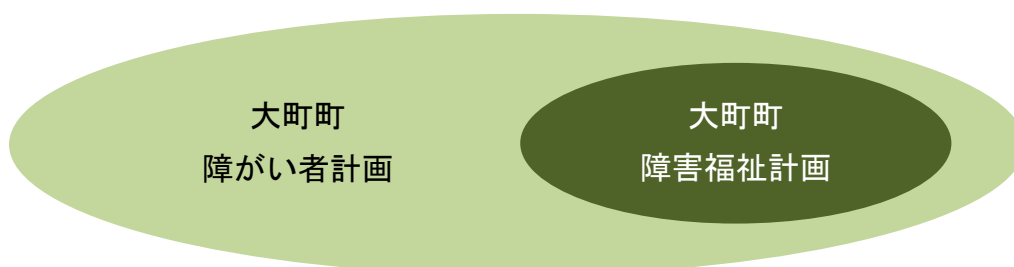
### (1) 「大町町障がい者計画」と「大町町障害福祉計画」

「大町町障がい者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「大町町障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障がい福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

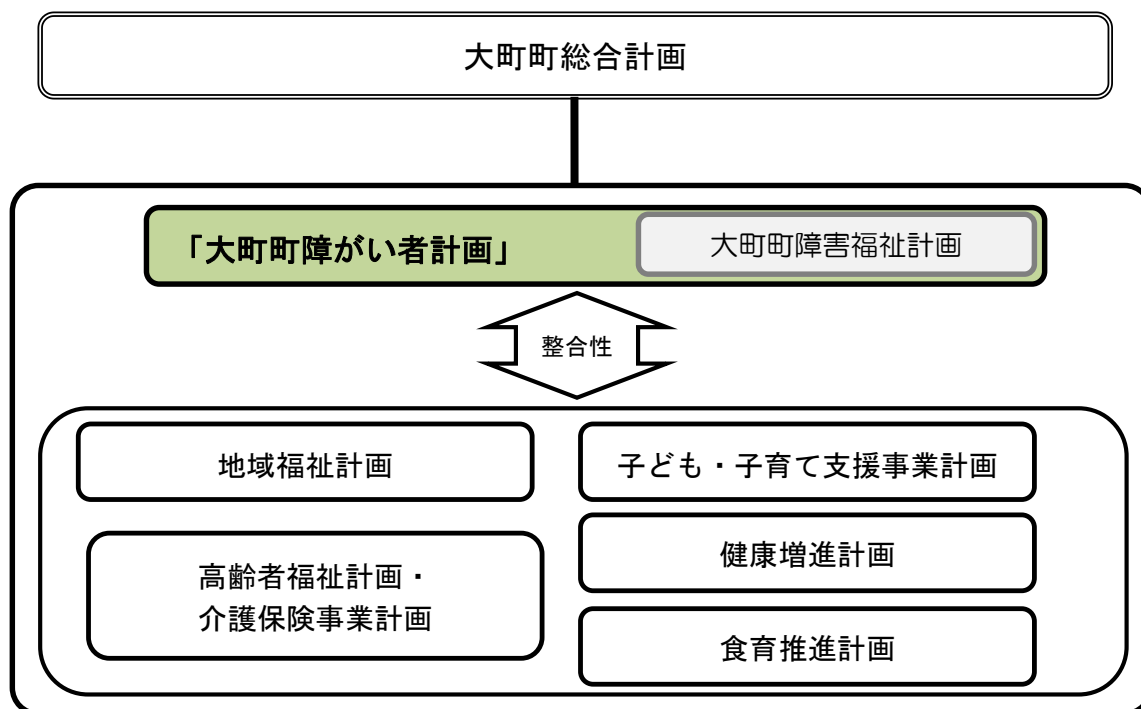
なお、「大町町障害福祉計画」は、「大町町障がい者計画」の障がい福祉サービスに関する部分の実施計画と位置づけられます。

|      | 大町町障がい者計画               | 大町町障害福祉計画               |
|------|-------------------------|-------------------------|
| 根拠法  | 障害者基本法                  | 障害者総合支援法                |
| 計画期間 | 10年間                    | 3年間                     |
| 計画内容 | 障がい者のための施策に関する基本的事項を定める | 障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める |



## (2) 諸計画との関係

国及び佐賀県の障害者福祉計画をふまえるとともに、大町町第四次総合計画（基本構想：平成 23 年度～32 年度）及び他の福祉計画との整合を図り、一体的かつ効果的に推進します。



## 4. 計画期間

本計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

|             |     |             |     |           |             |     |     |             |     |     |             |     |     |
|-------------|-----|-------------|-----|-----------|-------------|-----|-----|-------------|-----|-----|-------------|-----|-----|
| H24         | H25 | H26         | H27 | H28       | H29         | H30 | H31 | H32         | H33 | H34 | H35         | H36 | H37 |
| 大町町障害者基本計画  |     |             |     | 大町町障がい者計画 |             |     |     |             |     |     |             |     |     |
| 第 3 期障害福祉計画 |     | 第 4 期障害福祉計画 |     |           | 第 5 期障害福祉計画 |     |     | 第 6 期障害福祉計画 |     |     | 第 7 期障害福祉計画 |     |     |

## 5. 計画の対象

障害者基本法第二条第一号において、障がい者を次のように定義しています。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

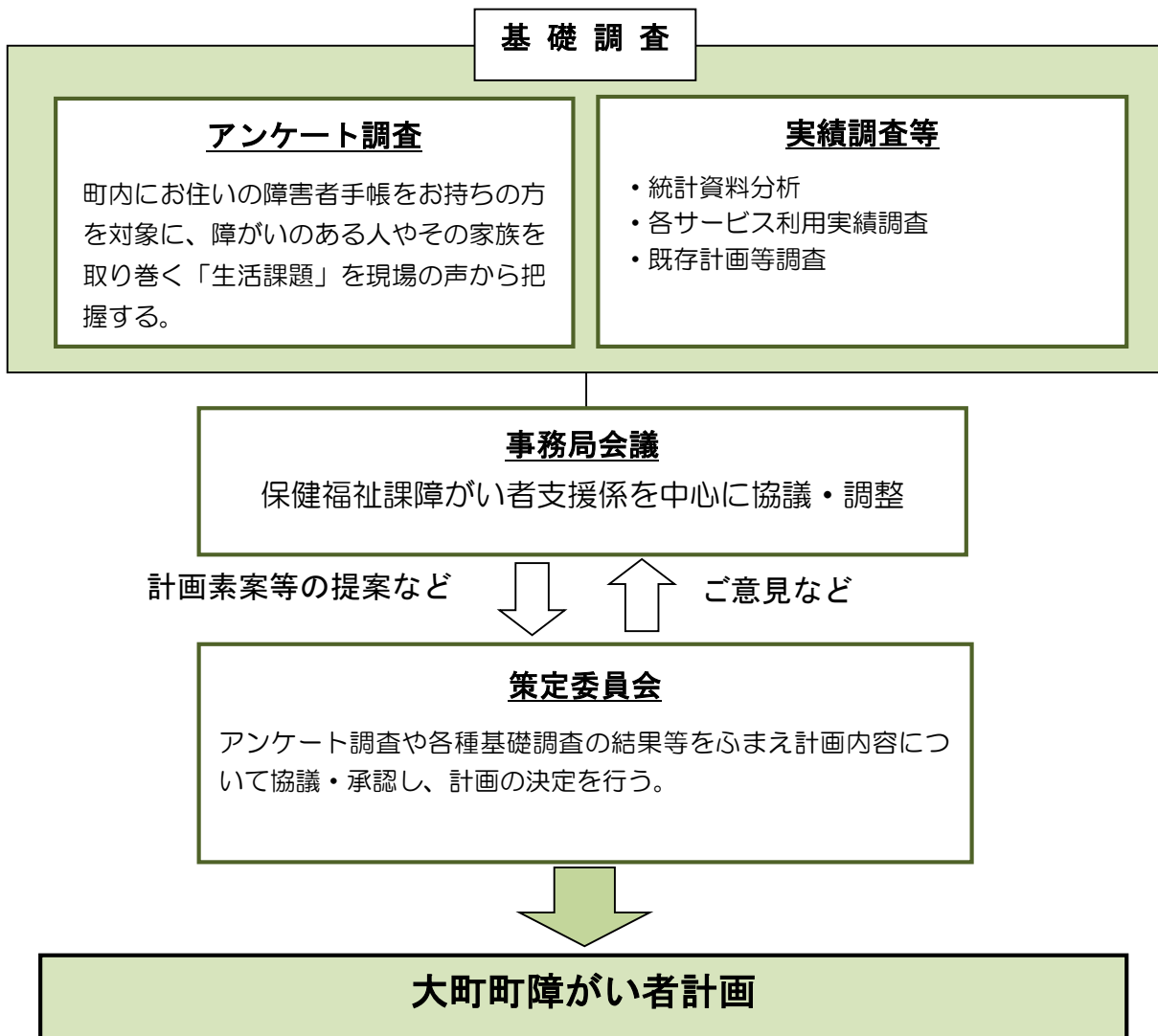
※社会的障壁：障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

この計画は、法の趣旨に沿って計画の対象者を障害者手帳を持っている人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある、大町町内の障がい者すべてとします。

| 【対 象】 | 【関連法】               | 【内 容】                                                                                                                                                  |
|-------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体障害者 | 身体障害者福祉法            | この法律において、「身体障害者」とは、身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。                                                                                   |
| 知的障害者 | 知的障害者福祉法            | 知的障害者の定義は明確に条文化はされていません。ただし、厚生労働省は「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義している。                                         |
| 精神障害者 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。                                                                                   |
| 障害児   | 児童福祉法               | この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童、又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。 |
| 発達障害者 | 発達障害者支援法            | この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。                                                                      |
| 難病患者  | 障害者総合支援法            | この法律における難病等の範囲は、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲の対象疾患（130疾患及び関節リウマチ）として平成25年4月から制度を施行した。平成27年7月から障害者総合支援法の対象疾病は332疾病となっている。                                   |

## 6. 計画の策定体制

策定にあたっては、計画の円滑な推進を図るために設置された町民などで構成される「大町町障害者福祉計画策定委員会」を中心に、アンケート調査の実施結果や実績調査などをふまえて策定していきます。



## 7. 計画策定のための取り組み

### (1) 大町町障がい者計画策定のためのアンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、障がい者の指定を受けている方を対象とした「大町町障がい者計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

#### 【実施概要】

- (1) 調査地域 : 大町町全域
- (2) 調査基準日 : 平成27年9月1日
- (3) 調査対象 : 障害者手帳等所持者
- (4) 調査実施時期 : 平成27年9月～10月
- (5) 配布・回収方式 : 郵送留置法

#### 【回収状況】

|     |       |
|-----|-------|
| 配布数 | 300 票 |
| 回収票 | 171 票 |
| 回収率 | 57.0% |

### (2) 大町町障害者福祉計画策定委員会の開催

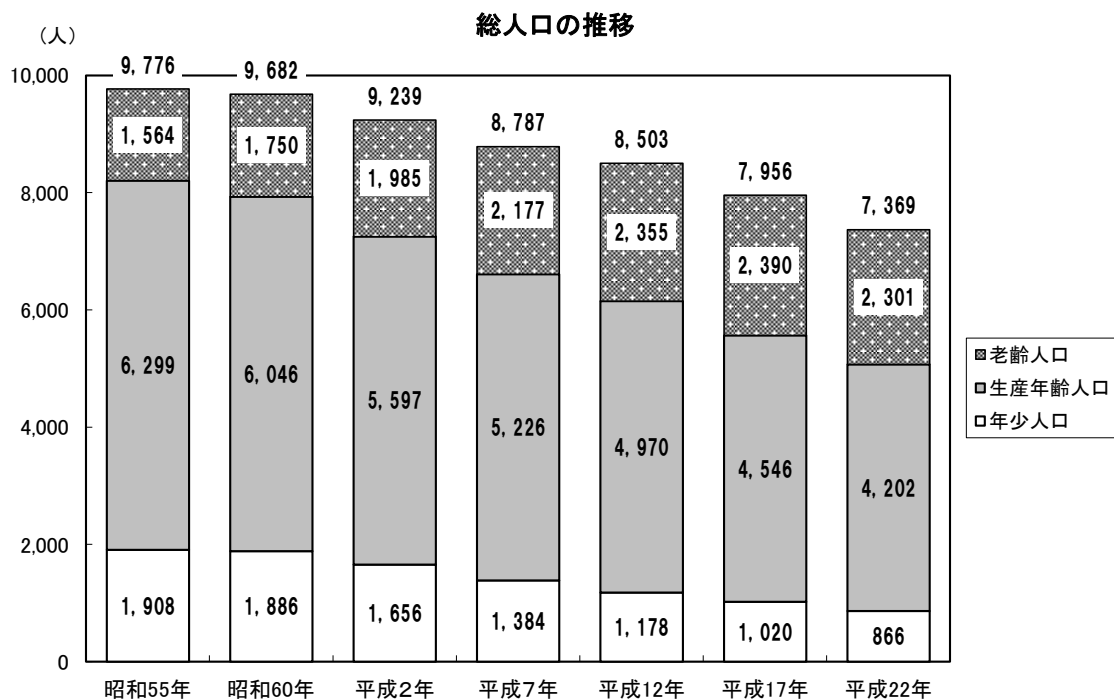
計画の策定にあたっては、障がい者に関わる関係機関の代表者を中心とする「大町町障害者福祉計画策定委員会」を開催し、協議を重ねました。

## 第2章 障がい者を取り巻く現状

### 1. 人口の推移

本町の人口は、国勢調査の実績値によると減少基調で推移しており、昭和 55 年の 9,776 人から平成 22 年には 7,369 人へと 2,407 人の減少となっています。

昭和 55 から平成 22 年の年齢3区分別の人口割合でみると、年少人口（0～14 歳）は 19.5%から 11.8%へと 7.7 ポイント減少し、生産年齢人口（15～64 歳）も 64.4%から 57.0%へと 7.4 ポイントの減少、高齢人口（65 歳以上）は逆に 16.0%から 31.2%へと 15.2 ポイントの増加となっています。



(単位: 人)

|        | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年  | 平成7年  | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口※   | 9,776 | 9,682 | 9,239 | 8,787 | 8,503 | 7,956 | 7,369 |
| 年少人口   | 1,908 | 1,886 | 1,656 | 1,384 | 1,178 | 1,020 | 866   |
| (割合)   | 19.5% | 19.5% | 17.9% | 15.8% | 13.9% | 12.8% | 11.8% |
| 生産年齢人口 | 6,299 | 6,046 | 5,597 | 5,226 | 4,970 | 4,546 | 4,202 |
| (割合)   | 64.4% | 62.4% | 60.6% | 59.5% | 58.4% | 57.1% | 57.0% |
| 高齢人口   | 1,564 | 1,750 | 1,985 | 2,177 | 2,355 | 2,390 | 2,301 |
| (割合)   | 16.0% | 18.1% | 21.5% | 24.8% | 27.7% | 30.0% | 31.2% |

資料: 国勢調査

※総人口には年齢不詳も含む

## 2. 障がい者数等の現状

### (1) 障がい者数の推移

本町における障がい者の人数は、平成 26 年 3 月 31 日現在で身体障がい者 518 人、知的障がい者 106 人、精神障がい者 109 人、特定疾患 69 人となっており、近年各障がい者とも微増傾向で推移しています。

各年3月末(単位:人)

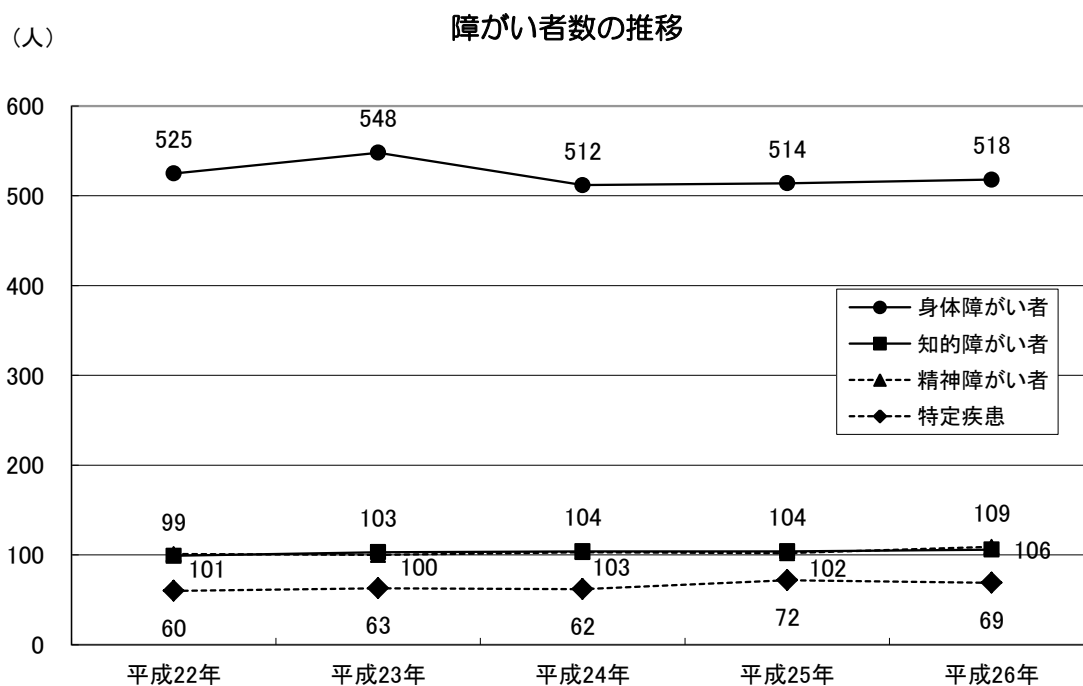
|       | 身体障がい者 | 知的障がい者 | 精神障がい者 | 特定疾患 |
|-------|--------|--------|--------|------|
| 平成22年 | 525    | 99     | 101    | 60   |
| 平成23年 | 548    | 103    | 100    | 63   |
| 平成24年 | 512    | 104    | 103    | 62   |
| 平成25年 | 514    | 104    | 102    | 72   |
| 平成26年 | 518    | 106    | 109    | 69   |

※身体障がい者は、身体障がい者手帳の所持者

※知的障がい者は、療育手帳所持者

※精神障がい者数は、精神保健福祉手帳所持者と自立支援医療（精神）受給者証所持者の合計

※特定疾患は、特定疾患受給者証の受給者（平成 26 年のみ 10 月 1 日現在の申請者数）



## (2) 年齢別障がい者数の現状

年齢別にみると、身体障がい者については、65 歳以上の高齢者の方を中心とする年齢構造となっています。

知的障がい者と精神障がい者については、18 歳～64 歳の方が多くの割合を占めています。

### ① 身体障がい者

各年3月末現在(単位:人)

|         | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 18歳未満   | 4     | 4     | 4     | 3     | 2     |
| 18歳～64歳 | 152   | 147   | 141   | 123   | 153   |
| 65歳以上   | 369   | 397   | 367   | 388   | 363   |
| 合計      | 525   | 548   | 512   | 514   | 518   |

※資料:保健福祉課障がい者支援係

### ② 知的障がい者

各年3月末現在(単位:人)

|         | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 18歳未満   | 16    | 19    | 16    | 18    | 19    |
| 18歳～64歳 | 70    | 71    | 74    | 76    | 77    |
| 65歳以上   | 13    | 13    | 14    | 10    | 10    |
| 合計      | 99    | 103   | 104   | 104   | 106   |

※資料:保健福祉課障がい者支援係

### ③ 精神障がい者(手帳所持者)

各年3月末現在(単位:人)

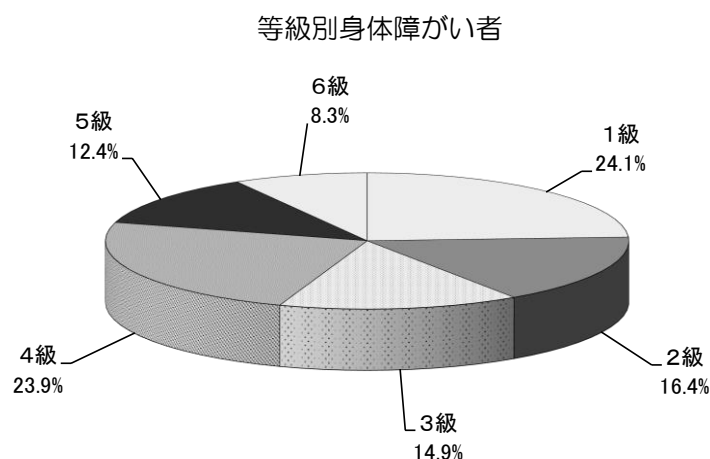
|         | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 18歳未満   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 18歳～64歳 | 15    | 23    | 25    | 25    | 28    |
| 65歳以上   | 7     | 7     | 7     | 6     | 5     |
| 合計      | 22    | 30    | 32    | 31    | 33    |

※資料:保健福祉課障がい者支援係

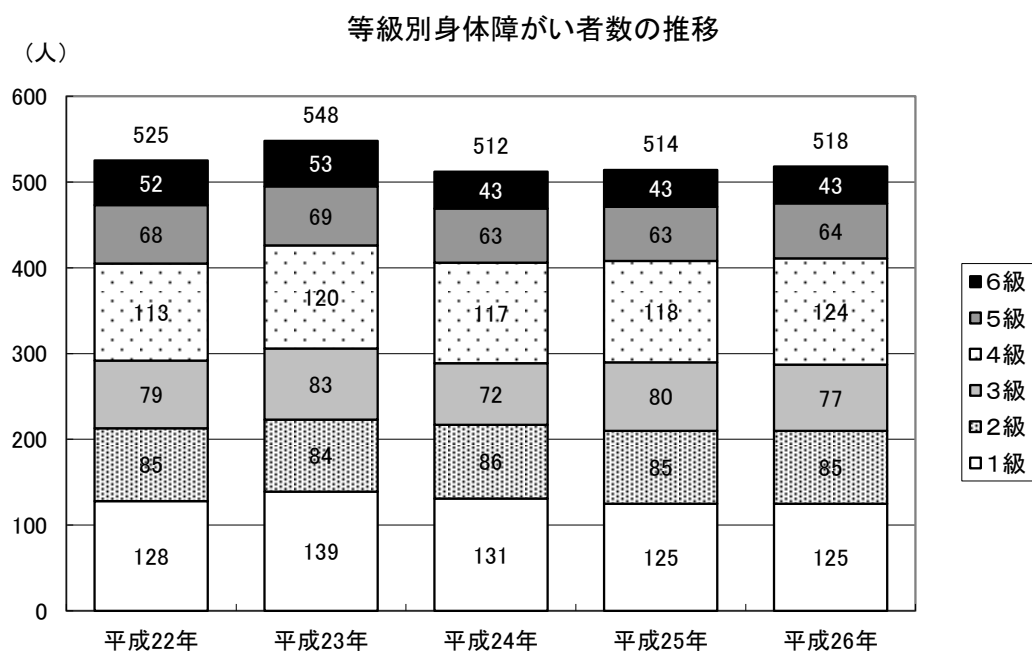
### (3) 障がいの程度別障がい者数

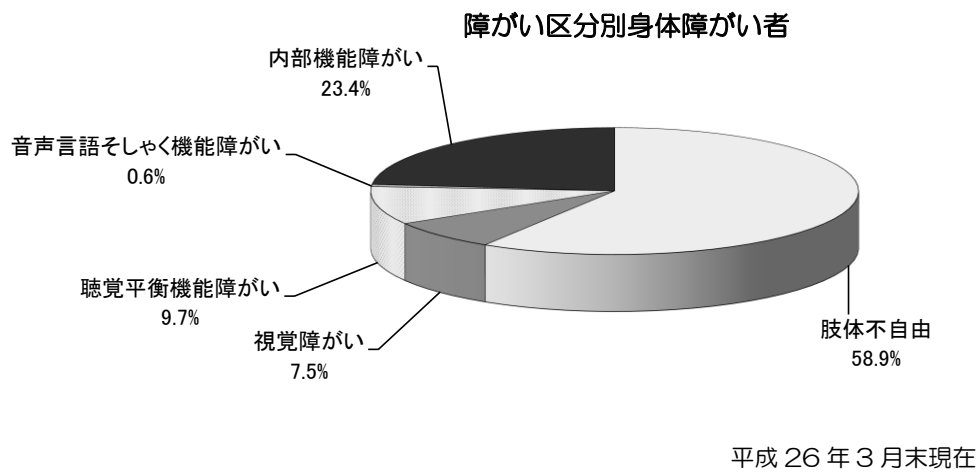
#### ① 身体障がい者

平成 26 年 3 月末現在の等級別身体障がい者数は、重度である 1 級が 24.1%、2 級が 16.4%で、これらを合わせると重度者が 40.5%と全体の 4 割を占めています。障がい区分別では、肢体不自由が 58.9%と約 6 割を占めています。



平成 26 年 3 月末現在





### ■ 障がい区分別手帳所持者数の推移

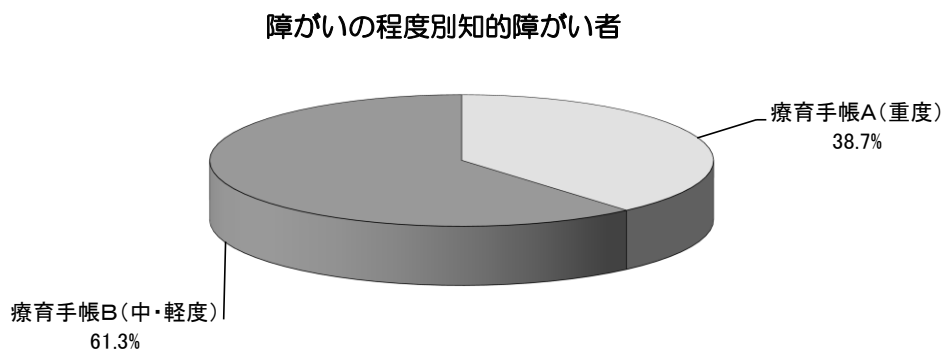
各年3月末現在 (単位: 人)

|               | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 肢体不自由         | 301   | 319   | 309   | 302   | 305   |
| 視覚障がい         | 48    | 47    | 40    | 43    | 39    |
| 聴覚平衡機能障がい     | 56    | 57    | 49    | 51    | 50    |
| 音声言語そしゃく機能障がい | 6     | 3     | 4     | 4     | 3     |
| 内部機能障がい       | 114   | 122   | 110   | 114   | 121   |
| 合計            | 525   | 548   | 512   | 514   | 518   |

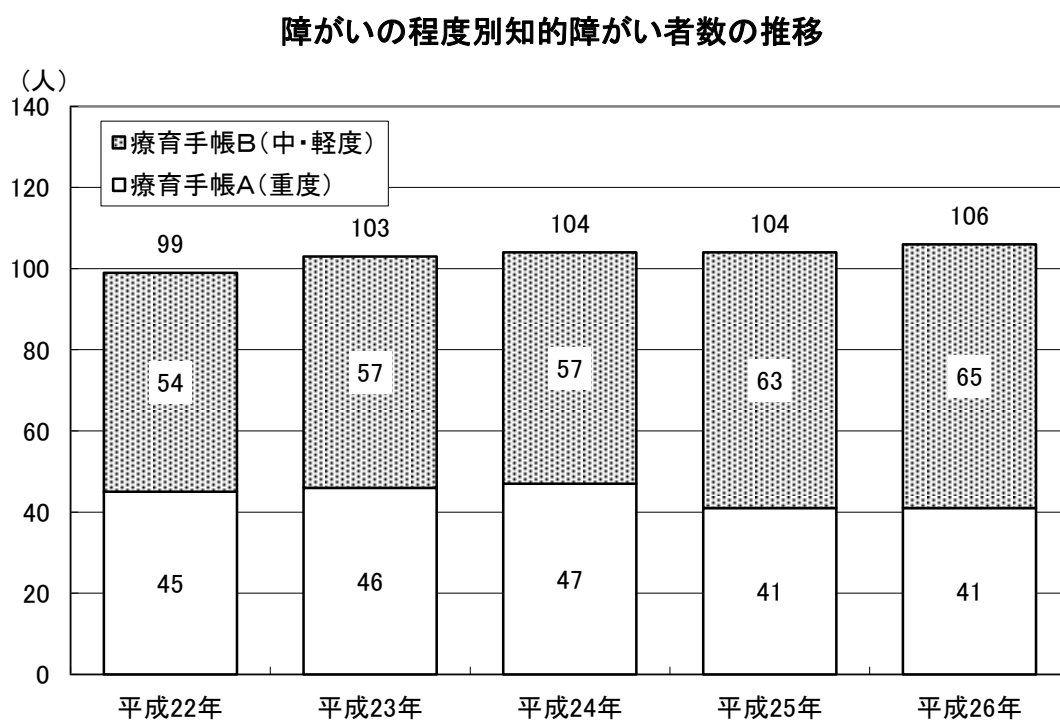
※資料: 保健福祉課障がい者支援係

## ② 知的障がい者

平成 26 年 3 月末現在の障がいの程度別知的障がい者の状況は、療育手帳 A が 41 人（38.7%）、療育手帳 B が 65 人（61.3%）となっています。



平成 26 年 3 月末現在



### ■ 障がいの程度別知的障がい者数の推移

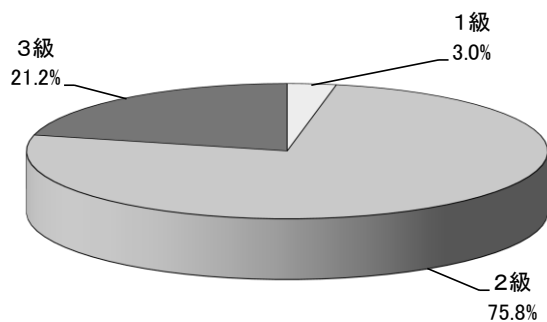
| 各年3月末現在(単位:人) |       |       |       |       |       |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|               | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
| 療育手帳A(重度)     | 45    | 46    | 47    | 41    | 41    |
| 療育手帳B(中・軽度)   | 54    | 57    | 57    | 63    | 65    |
| 合計            | 99    | 103   | 104   | 104   | 106   |

※資料: 保健福祉課障がい者支援係

### ③ 精神障がい者（手帳所持者）

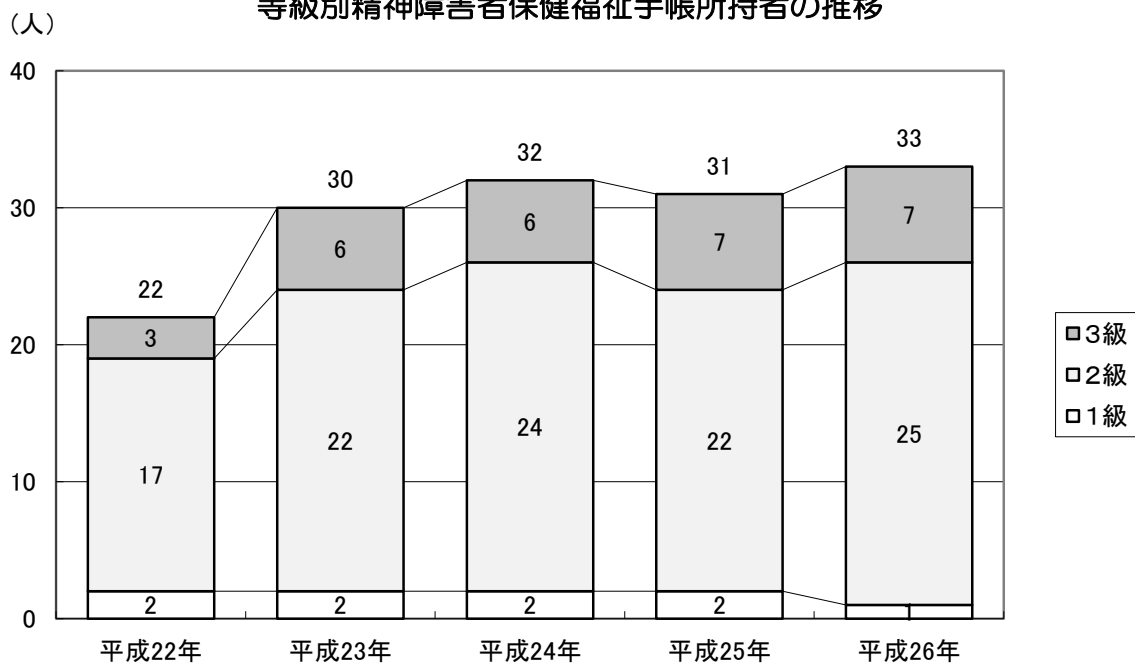
平成26年3月現在の等級別精神障がい者の状況は、1級が3.0%、2級が75.8%、3級が21.2%となっています。

障がいの等級別精神障がい者の割合（手帳所持者）



平成26年3月末現在

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



#### ■ 等級別精神障がい者（手帳所持者）数の推移

各年3月末現在（単位：人）

|    | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 2     | 2     | 2     | 2     | 1     |
| 2級 | 17    | 22    | 24    | 22    | 25    |
| 3級 | 3     | 6     | 6     | 7     | 7     |
| 合計 | 22    | 30    | 32    | 31    | 33    |

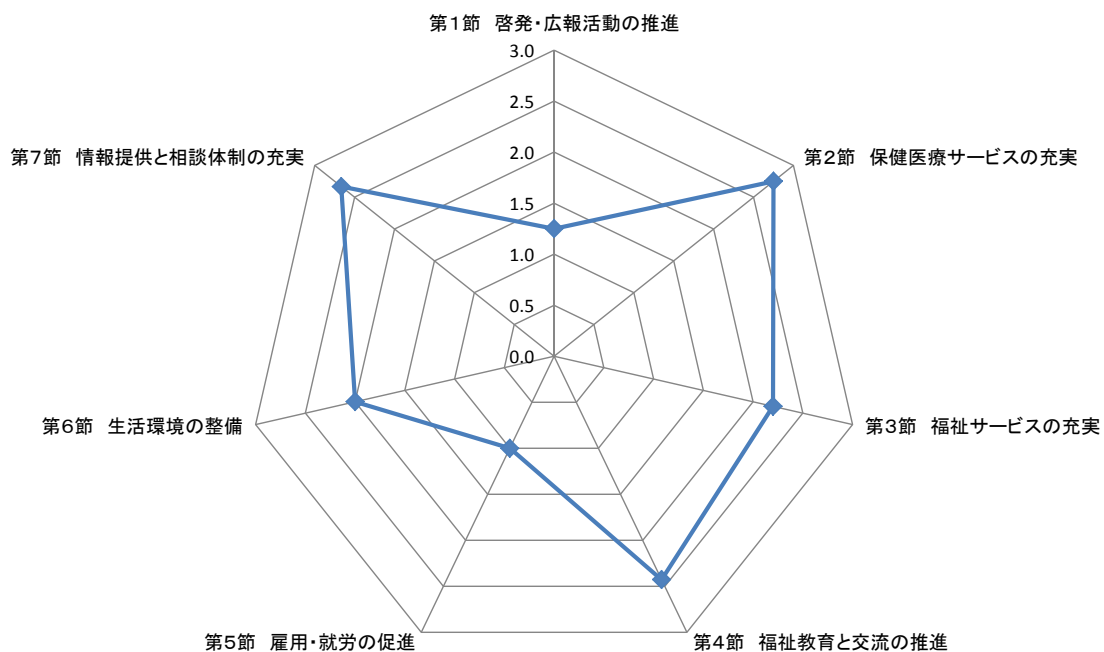
※資料：保健福祉課障がい者支援係  
※自立支援医療（精神）受給者証所持者は含まない。

### 3. 前期障がい者福祉計画の検証

#### 【各施策の達成度評価】

平成 19 年 3 月策定の「大町町障害者基本計画」における施策ごとの各担当課の自己評価による達成度評価を行った結果は次のとおりです。

全体の平均値 2.2 を上回っているのは、「第2節 保健医療サービスの充実」、「第3節 福祉サービスの充実」、「第4節 福祉教育と交流の推進」、「第7節 情報提供と相談体制の充実」となっており、その他については、十分に達成できたとはいえない状況です。



|                  | A<br>(十分に達成) | B<br>(概ね達成) | C<br>(達成には要見直し) | 平均値 |
|------------------|--------------|-------------|-----------------|-----|
| 第1節 啓発・広報活動の推進   |              | 1           | 3               | 1.3 |
| 第2節 保健医療サービスの充実  | 3            | 1           |                 | 2.8 |
| 第3節 福祉サービスの充実    | 3            | 6           | 1               | 2.2 |
| 第4節 福祉教育と交流の推進   | 3            | 4           |                 | 2.4 |
| 第5節 雇用・就労の促進     |              |             | 2               | 1.0 |
| 第6節 生活環境の整備      | 1            | 1           | 1               | 2.0 |
| 第7節 情報提供と相談体制の充実 | 2            | 1           |                 | 2.7 |
| 合 計              | 12           | 14          | 7               | 2.2 |

#### 【評価方法】

・各施策について得点化

3点:十分に達成

2点:概ね達成

1点:達成には要見直し

・各施策を節単位で集計し、節全体の平均値を算出。

## 4. 障がい者を取り巻く課題

アンケート結果等から、障がい者を取り巻く今後の課題を抽出すると次のとおりです。

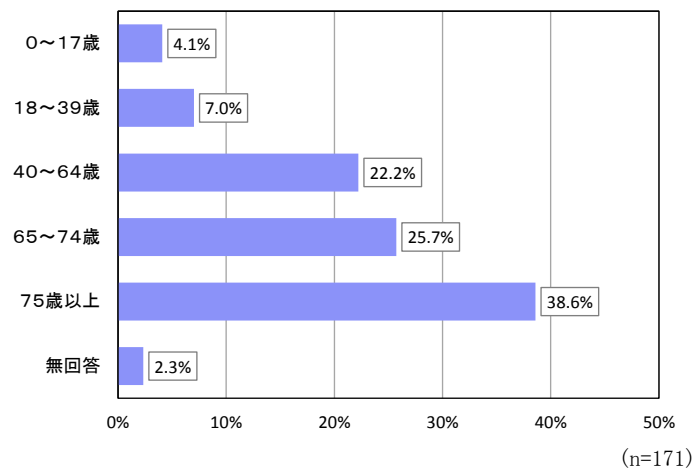
※ 問番号は、大町町障がい者計画策定のためのアンケート調査（平成 27 年実施）

### （１）障がい当事者や介護者の高齢化への対応

アンケート回答者の6割以上、介護者の2.5割（4人に1人）の方が65歳以上の高齢者となっており、高齢化への対応が重要です。

また、介護者の方が、将来に対して不安を抱えていたり、心身ともに疲れていたりすることをふまえ、障がい者本人のみならず、障がい者を支える介護者（その過半数は親・配偶者などの家族）に対する施策の充実が求められています。

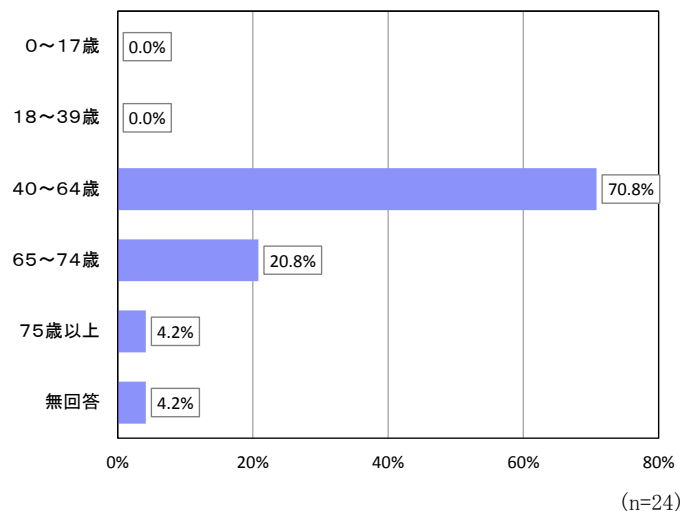
#### 問 2 回答者の年齢【単数回答】



n：回答者数のこと以下同様。

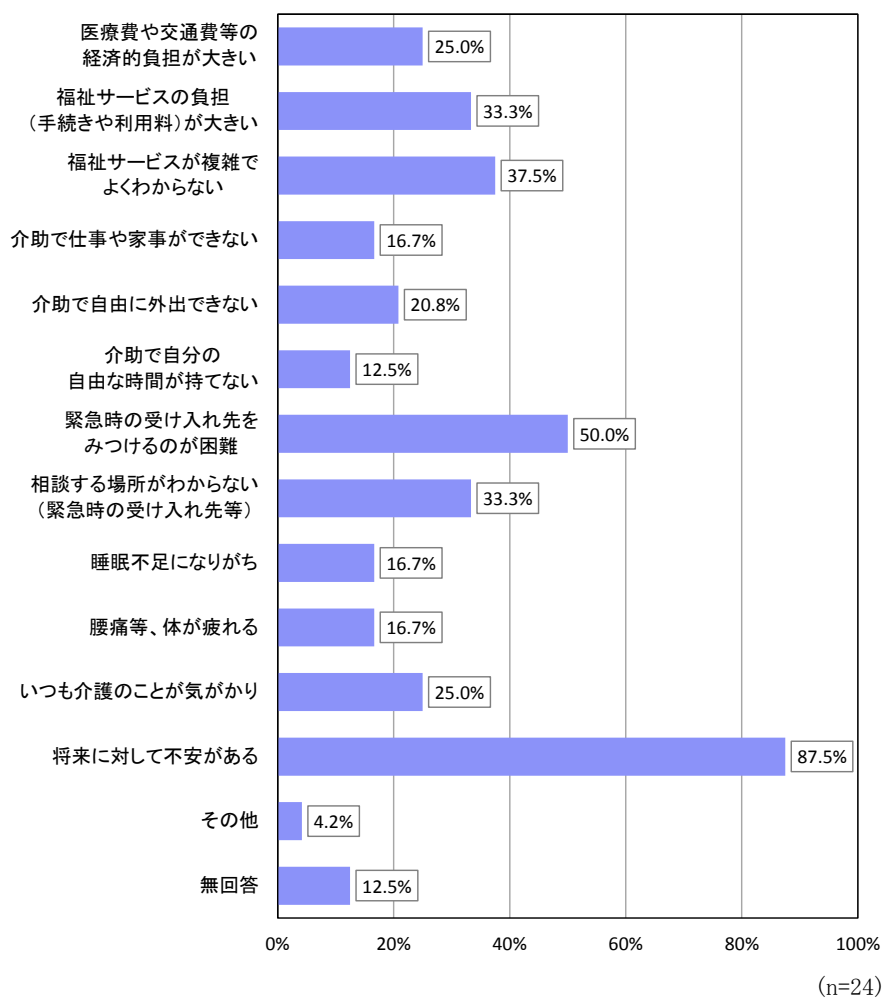
#### 問 7 ①主な介護者の年齢

（問 6 で「父母」、「祖父母」、「兄弟」のいずれかを選択した方限定）【単数回答】



## 問7 ②介護者が困っていること

(問6で「父母」、「祖父母」、「兄弟」のいずれかを選択した方限定)【複数回答】

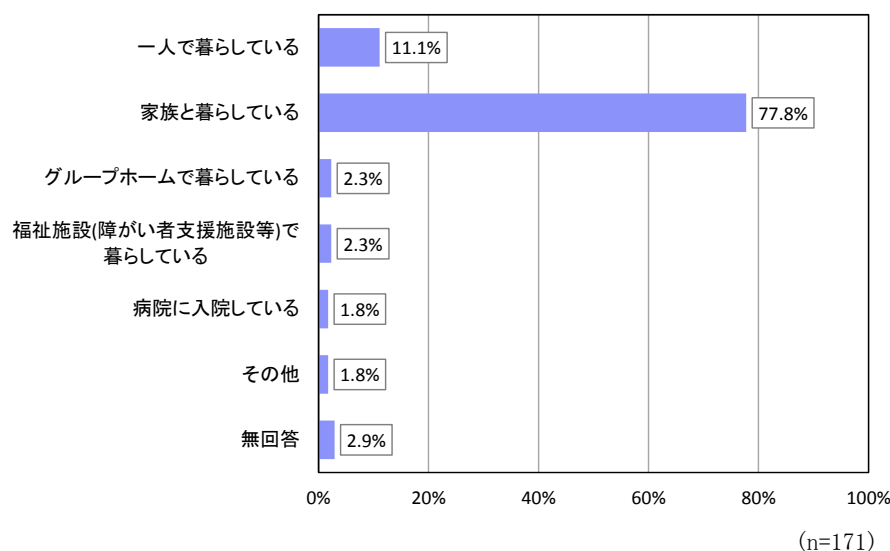


## （２）在宅者へのサービスの充実

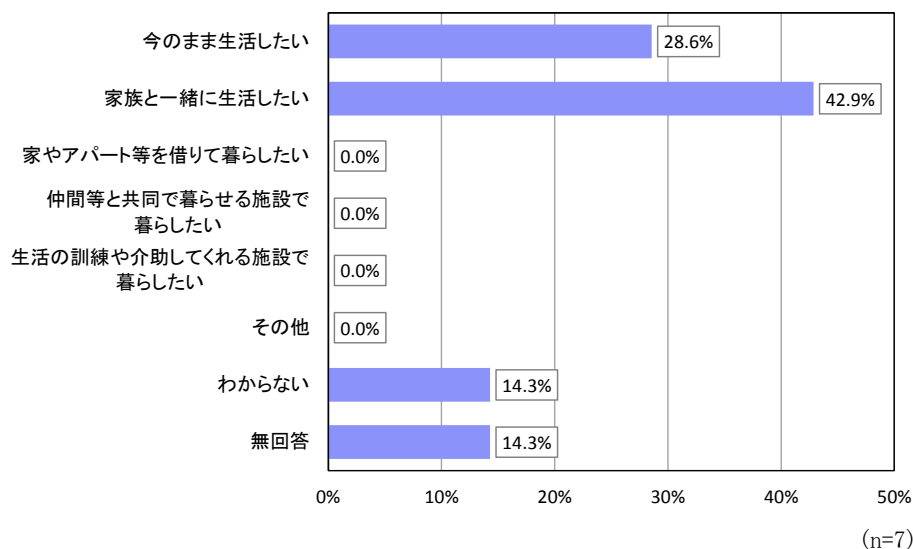
障がい者の約 9 割は在宅での生活を行っていることから、在宅者へのサービスの充実をどう図るかが課題となります。在宅での生活を支える保健・医療・福祉サービスや相談体制の充実、サービス利用の簡素化、情報提供の充実などが重要です。

また、先に述べたとおり、介護者の方が、将来に対して不安を抱えていることから、見守りも含めた障がい者本人のみならず介護者への配慮も重要となっています。

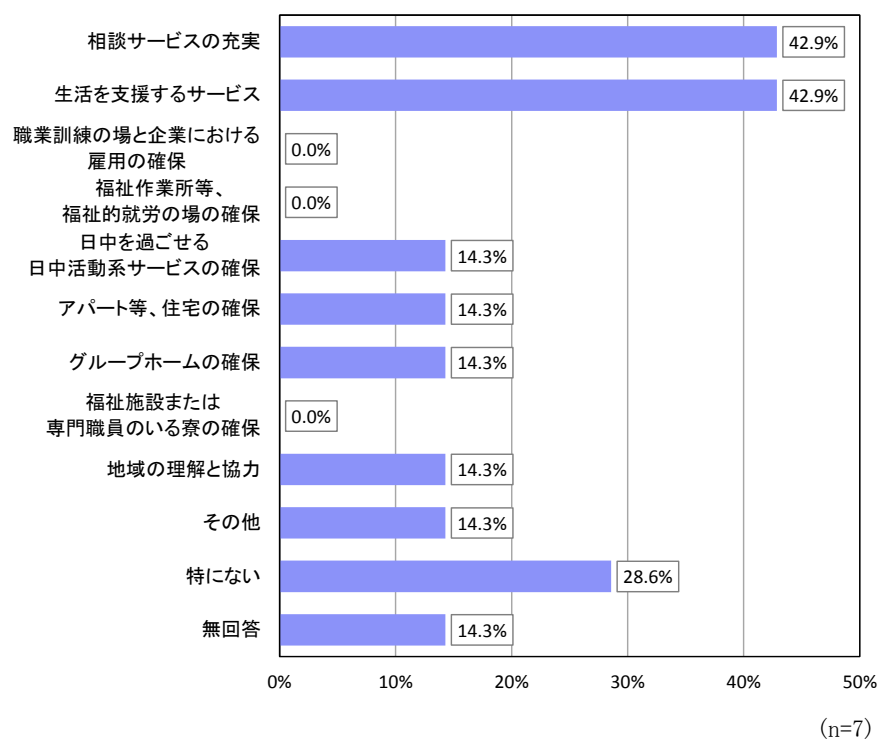
### 問 12 現在の暮らし状況【単数回答】



### 問 13 将来、地域で生活したいか（問 12 で「福祉施設（障がい者支援施設等）で暮らしている」または「病院に入院している」を選択した方限定）【単数回答】



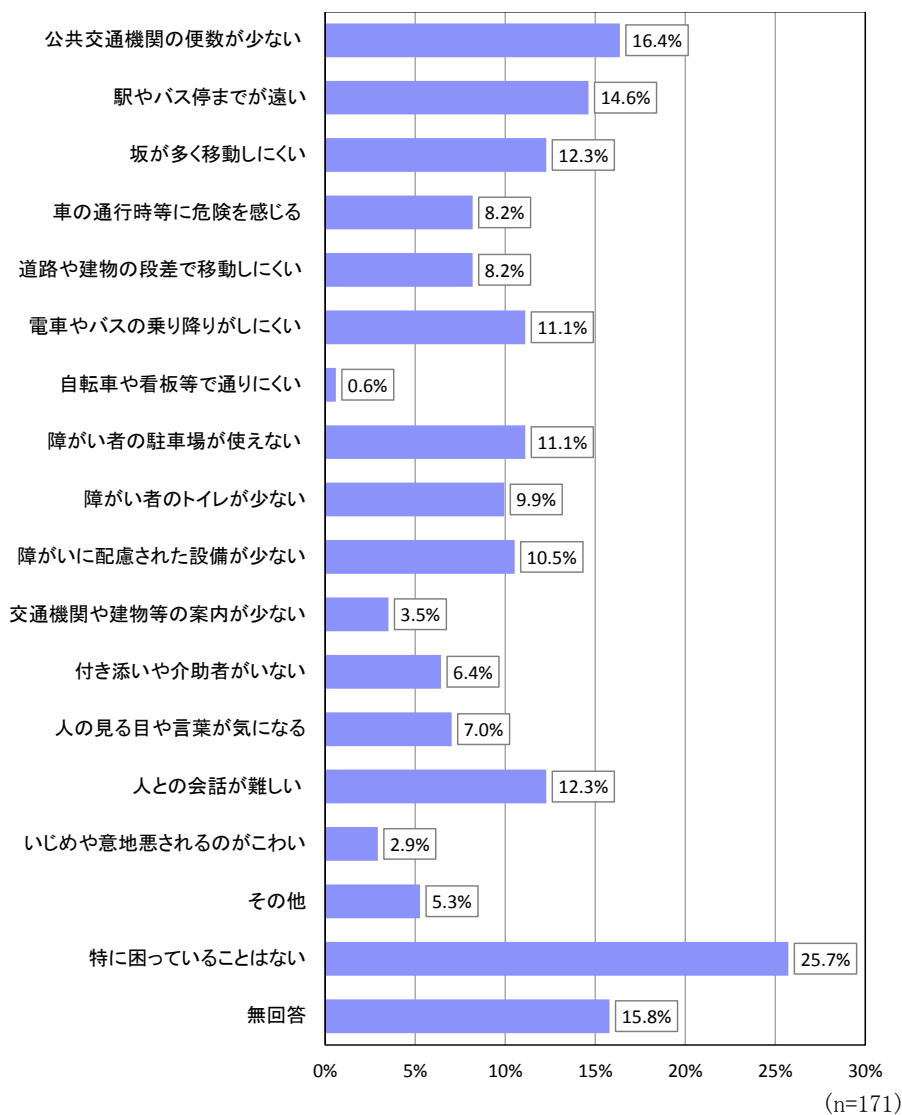
**問 14 地域で生活するために必要な支援（問 12 で「福祉施設（障がい者支援施設等）で暮らしている」または「病院に入院している」を選択した方限定）【複数回答】**



### (3) 公共交通機関等の充実

外出時困っていることについては、「公共交通機関の便数が少ない」、「駅やバス停までが遠い」が多くなっており、公共交通機関等、地域の足の充実が求められています。

問 16 外出する時の困ること【複数回答】

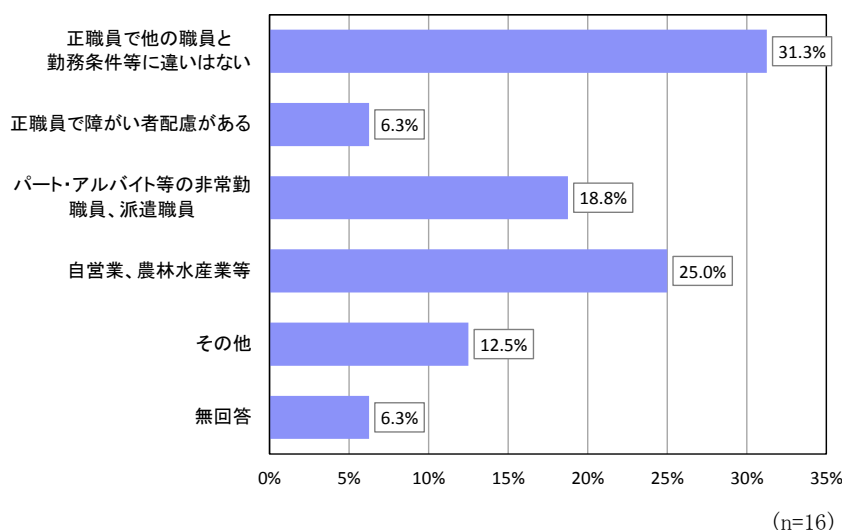


#### (4) 障がい者が安心して就労できる環境づくり

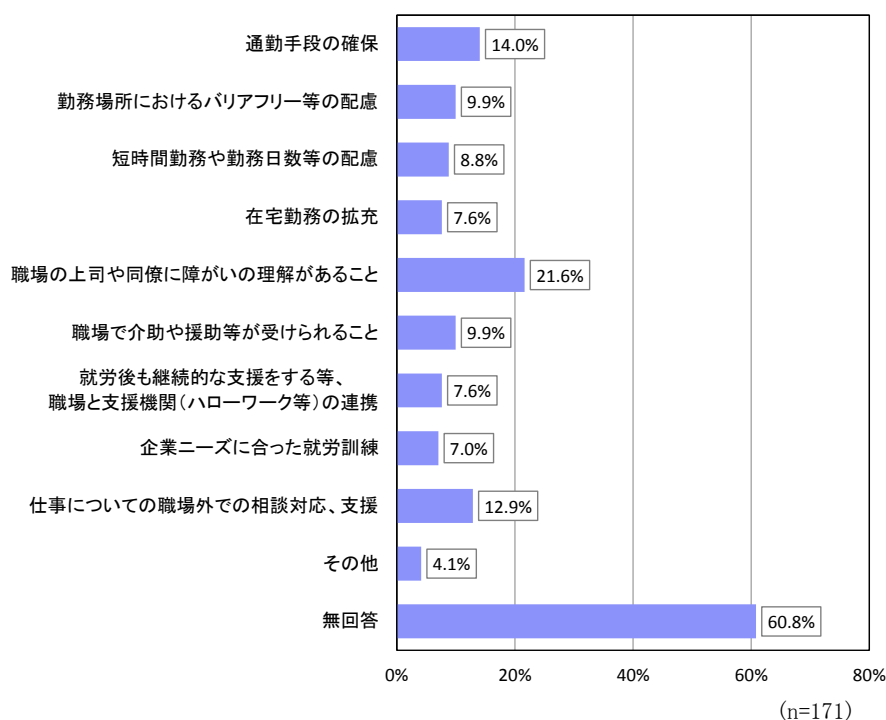
就労状況は約1割で、勤務形態は「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」31.3%が最も多く、次いで「自営業、農林水産業等」25.0%、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」18.8%となっています。

また、障がい者が仕事をする上で必要なこととして、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「通勤手段の確保」、「仕事についての職場外での相談対応、支援」が多くなっています。職場での障がいに対する理解、地域の足を求める声が高く、障がい者が安心して就労できるよう就労環境の整備や職場定着支援等の施策が求められています。

##### 問 18 勤務形態（問 17 で「仕事をしている」を選択した方限定）【単数回答】



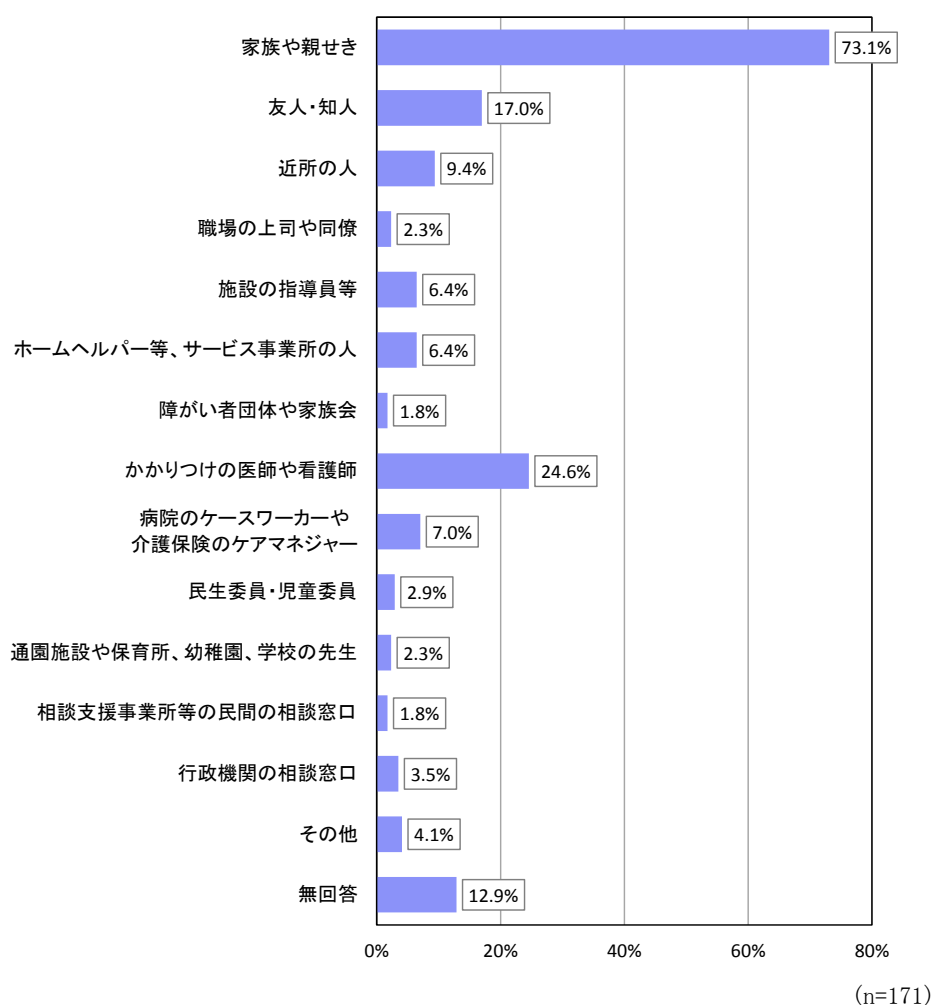
##### 問 21 就労支援として必要なこと【複数回答】



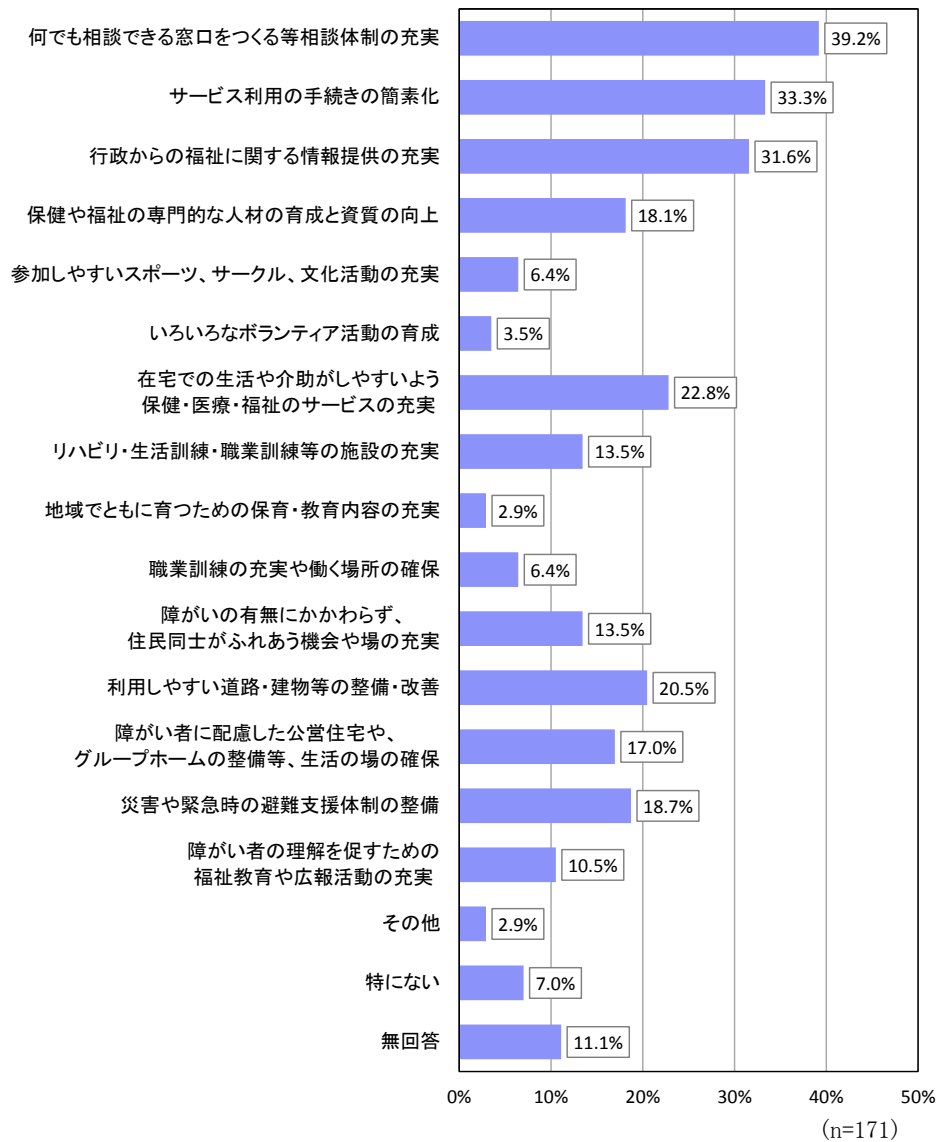
## (5) 相談体制の充実

相談相手として、「家族や親せき」、「友人・知人」以外では、「かかりつけの医師や看護師」が多くなっていますが、「相談支援事業所等の民間の相談窓口」や「行政機関の相談窓口」等の利用率はまだまだ低くなっています。暮らしよいまちづくりに必要なことでは、「何でも相談できる窓口をつくる等相談体制の充実」が約 4 割で最も多くなっていることから、信頼できる相談者がいつでも身近な窓口にいる、相談しやすい窓口の拡充と認知がより一層求められています。

問 24 悩み事の相談相手【複数回答】



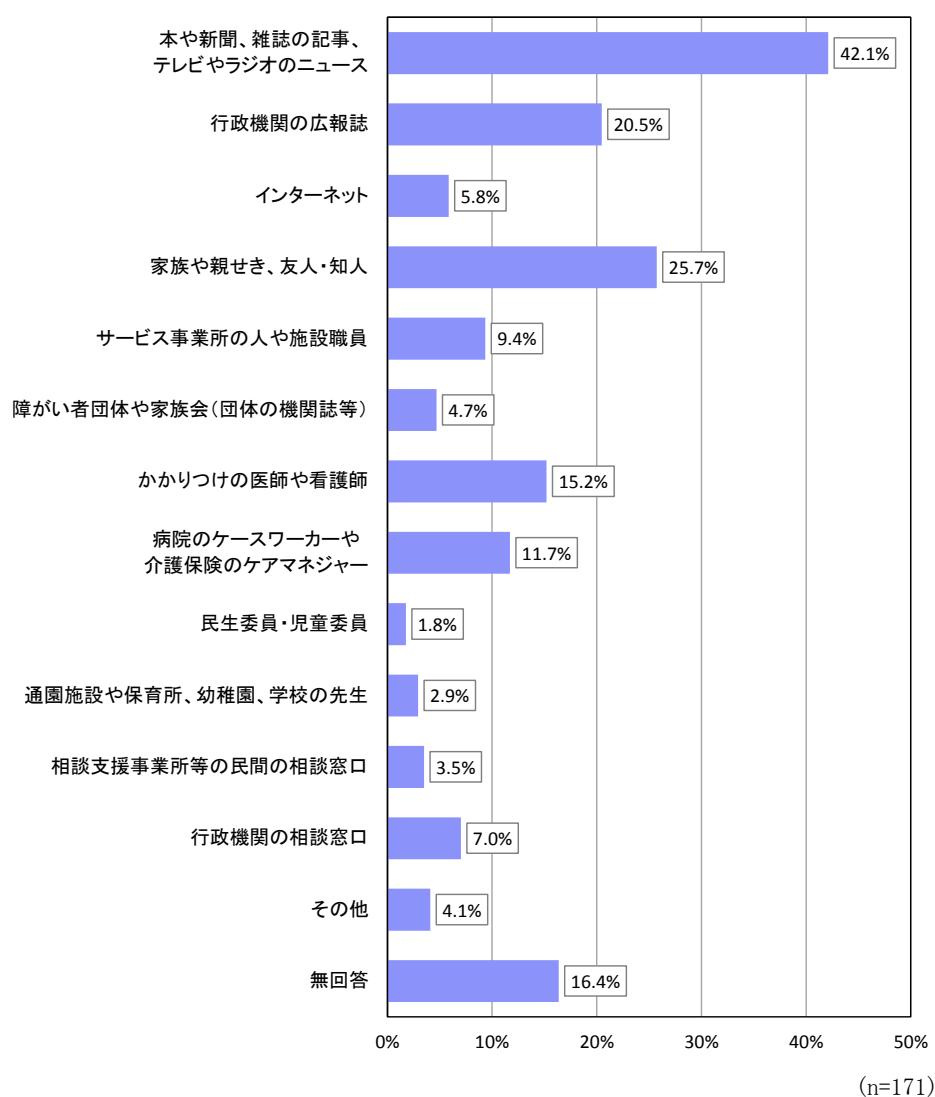
問 35 暮らしよいまちづくりに必要なこと【複数回答, 5 つまで】



## （６）情報提供体制の充実

情報の入手先として「行政機関の広報誌」が約２割となっており、最も多かった「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」に比べて低くなっています。行政からの福祉に関する情報提供の充実を求める声は高いことから、情報を周知させるための情報提供手段の検討等が今後の課題となります。

問 25 情報の入手先【複数回答】

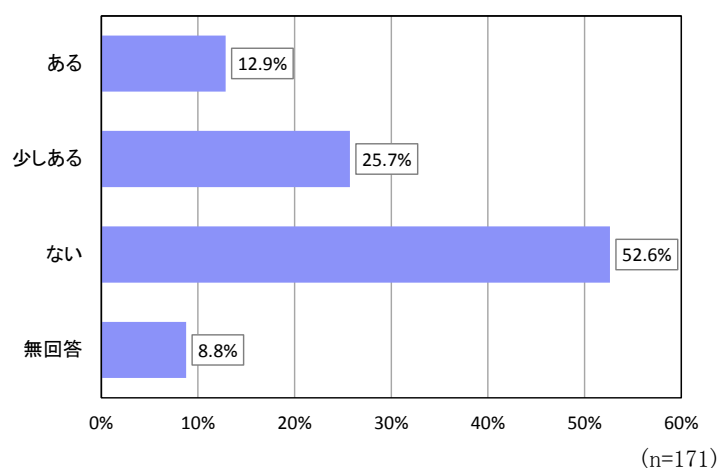


## (7) 障がいに対する理解や取り巻く社会環境の充実

障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験がある方は、約4割となっており、特に「外出先」、「住んでいる地域」で差別や嫌な思いをした経験が多くなっています。

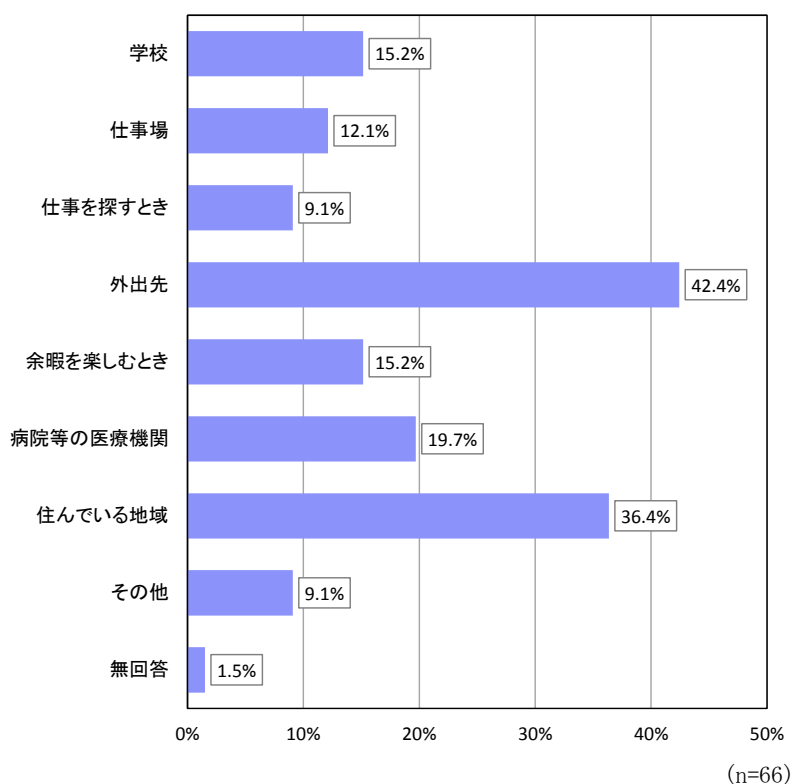
障がい者の地域活動等の一般理解については、「理解が深まってきていると思う」と答えた方は約1割と低い状況からも、障がい者への差別をなくすための、より一層の啓蒙活動が重要です。

### 問 26 差別や嫌な思いをした経験【単数回答】

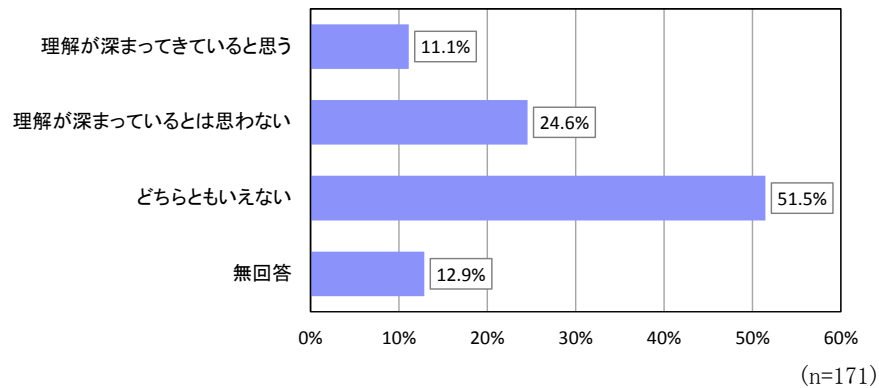


### 問 27 差別や嫌な思いをした場所

(問 26 で「ある」または「少しある」を選択した方限定)【複数回答】



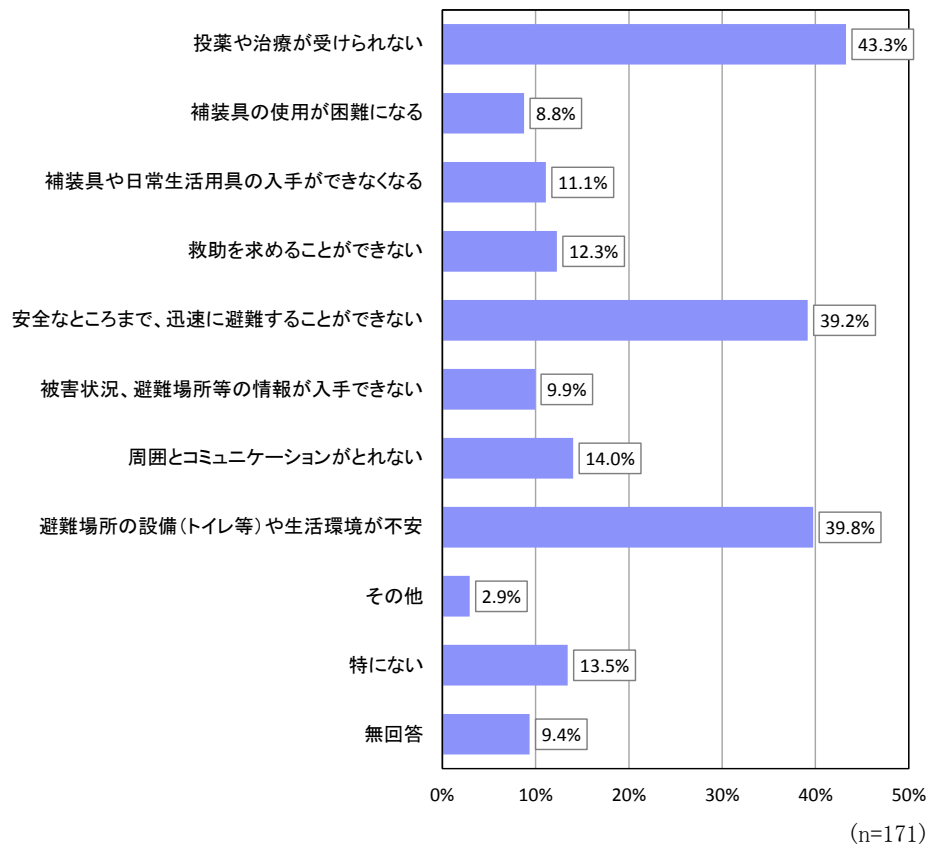
## 問 32 社会参加の一般の理解【単数回答】



## (8) 災害時・緊急時への対応の充実

災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」43.3%、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」39.8%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」39.2%が多くなっており、避難所における障がい者への対応や緊急時の医療体制の充実が求められています。

## 問 30 災害時に困ること【複数回答】



## 第3章 障がい者施策の考え方

### 1. 基本理念

本町では、大町町第四次総合計画において、まちの将来像「～絆～ ふれあいあふれる元気なまち 大町」をめざして、様々な施策を推進しています。

大町町第四次総合計画の障がい者施策においては、「ともに生きる社会づくり」を目標とし、障がい者に対する住民の正しい理解と認識を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するため、相談・就労体制を充実し、地域で安心して働き、生きがいをもって活動していくための環境づくりを進めています。

大町町障がい者計画においては、この「ともに生きる社会づくり」を基本理念とし、大町町在住のすべての障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるやさしさあふれるまちづくりを進めます。



**ともに生きる社会づくり**

## 2. 基本目標

基本理念の実現に向け、次のような基本目標に基づき、障がい者施策の展開を図っていきます。

### 地域生活の支援体制の充実

障がい者が地域で安心して生活できるような支援体制の充実を図ります。

○相談支援の充実を図り、家族や介護者の負担を軽減するよう努めます。

○障がい者が自ら選択・決定することができるよう保健・医療・福祉・教育・就労等各分野において、個人の生活への支援に対する必要性に合わせたサービスを提供する体制の整備・充実を図ります。

○乳幼児期において障がいを早期に発見し、早期療育等に努めます。

### 自立と社会参加の促進

障がい者自身が主体性・自立性をもって、社会活動へ積極的に参加できるよう、支援体制の充実を図ります。

○一人ひとりの能力と意思が生かされるよう、障がい者自身の選択の幅を広げるなど障がい者本人の立場にたった障がい者の主体性・自立性を尊重する町をめざします。

○障がい者が様々な分野で活躍できるよう支援します。

### バリアフリー<sup>※1</sup>社会の実現

ノーマライゼーション<sup>※2</sup>の考え方のもと、すべての大町市民が暮らしやすい社会をめざします。

○障がい者に対する偏見や差別のないまちをめざします。

○各種広報誌やホームページ<sup>※3</sup>などによる啓発・広報活動を推進します。

○住まいや移動などの環境のバリア<sup>※4</sup>、情報のバリア等あらゆるバリアを解消し、地域住民への働きかけを強化することにより、安心・安全に暮らせるバリアフリー社会の推進を図ります。

※1 バリアフリー：障壁となるものを取り除き、生活しやすくすること。

※2 ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も分け隔てなく普通に共存できる社会を積極的に創造していくとする活動や施策、またその推進のための運動。

※3 ホームページ：例えば町のホームページとは、インターネット上に情報等の文書が載っているページ。

※4 バリア：障壁や障害物。物理的なもの以外に、制度や心理的などのものも存在する。

### 3. 施策体系

本計画の基本理念及び基本目標を実現するために、次のような施策の展開を図っていきます。

| 基本目標         | 基本施策        | 施策の展開方向                                                                    |
|--------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 地域生活の支援体制の充実 | 福祉サービスの充実   | (1)相談支援体制の充実<br>(2)障害福祉サービスの充実<br>(3)障がい児支援の充実<br>(4)権利擁護の推進               |
|              | 保健医療サービスの充実 | (1)乳幼児期の保健・療育の充実<br>(2)医療・医学的なりハビリテーションの充実<br>(3)精神保健・医療の提供<br>(4)難病・医療の提供 |
| 自立と社会参加の促進   | 福祉教育と交流の推進  | (1)教育支援体制の充実<br>(2)特別支援教育の推進<br>(3)就学前保育・教育等の充実                            |
|              | 雇用・就労の促進    | (1)就労支援の推進<br>(2)就労体制の充実<br>(3)雇用環境の整備                                     |
|              | 社会参加の促進     | (1)文化・スポーツ・レクリエーションの参加促進<br>(2)生涯学習機会の充実                                   |
| バリアフリー社会の実現  | 啓発・広報活動の推進  | (1)啓発活動の充実<br>(2)地域福祉の推進                                                   |
|              | 生活環境の整備     | (1)移動手段の確保<br>(2)住宅環境の整備<br>(3)生活安全の確保                                     |
|              | 相互理解の促進     | (1)意思疎通支援の充実<br>(2)行政情報のバリアフリー化<br>(3)情報提供の充実                              |

## 第4章 施策の展開

### 基本目標 1 地域生活の支援体制の充実

#### 1. 福祉サービスの充実

##### (1) 相談支援体制の充実

地域生活支援事業に位置づけられる相談支援事業は、障がい者が地域で自立して生活していくうえで、重要であり、虐待に関する相談や、福祉サービスの利用の相談のみならず、必要な情報提供を行うなど、幅広い要望に対応した相談体制の充実が求められています。また、アンケートの課題にあったように障がい者のみならず介護者へのさらなる相談支援体制の充実が求められています。

本町では、障がい者の相談内容は広範多岐にわたり、専門知識が必要であるため、社会福祉法人聖仁会「障害者相談支援センターすみれ園」へ業務委託し、障がい者相談支援専門員による相談窓口を開設しています。

今後も、手帳の有無にかかわらず、様々な障がいや疾病を持った人やその保護者、介護者等から、気軽に悩みや生活課題などの相談に応じ、必要な情報提供を行い、一人ひとりに自分が選択した適切な支援が受けられるよう相談体制の充実を図っていくとともに、相談窓口の周知を強化します。

また、適切な相談・指導が行えるよう、関係職員や各種相談員の研修を強化するとともに、障がい者団体の活性化と関係機関の連携を図り、相談体制の充実を図ります。

施策名の後の★印は重点施策。以下同様。

| 施策名                        | 施策内容                                                                                   |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 杵藤地区自立支援協議会※等障がい者団体との連携強化★ | 杵藤地区自立支援協議会で実施している研修会を今後も継続するなどし、適切な相談・指導が行えるよう、関係職員や各種相談員の研修を強化するとともに、障がい者団体と連携を図ります。 |

※ 杵藤地区自立支援協議会：武雄市・鹿島市・嬉野市・大町町・江北町・白石町・太良町の3市4町で構成され、総合相談窓口に寄せられた相談を、地域で解決していくために行われる実務者レベル定例会議を主体とする協議会。平成27年度の研修は「成年後見制度の研修」、「発達障害者の就労支援」、「障害年金の制度」を開催した。

| 施策名                            | 施策内容                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 単身障がい者への相談支援★                  | 地域において単身で生活している障がい者の相談に応じるため、社会福祉法人聖仁会「障害者相談支援センターすみれ園」の障がい者相談支援専門員が訪問による助言を行う他、窓口相談の充実を図ります。                                                                           |
| 障害者総合支援法に基づく相談支援事業の充実          | 地域生活支援事業に位置づけられる相談支援事業である社会福祉法人聖仁会「障害者相談支援センターすみれ園」において、ライフステージ※に応じた生活を支援するため、福祉サービス等の利用援助を障がい者等の身近な地域で行い、必要な福祉サービス等が確実に利用できるようななど関係機関と連携を図ります。<br>(サービス名・事業概要についてはP35) |
| 障がい者専門相談窓口の周知                  | 広報「おおまち」等を活用し、障がい者専門相談窓口である社会福祉法人聖仁会「障害者相談支援センターすみれ園」のさらなる周知に努め、町民へのより一層の周知を図ります。                                                                                       |
| 広域的な電話相談の利用周知                  | 佐賀県障害者社会参加推進センターの案内パンフレットの窓口設置及び広報「おおまち」等を活用し、相談窓口である「障害者110番」の周知に努めます。                                                                                                 |
| 適切な情報の提供と利用者の支援に対する意向の収集       | 窓口に来所できない対象者に対しては、社会福祉法人聖仁会「障害者相談支援センターすみれ園」の障がい者相談支援専門員が対応し、情報の提供と利用者の支援に対する意向の収集を図ります。                                                                                |
| 障害者虐待防止センター（大町町保健福祉課）の推進       | 障がい者虐待に関する相談、通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発等を行います。                                                                                                     |
| 高次脳機能障害専門相談窓口の周知               | 高次脳機能障害（疑いの方も含む。）に関する相談を充実するとともに、高次脳機能障害専門相談窓口の周知に努めます。                                                                                                                 |
| 発達障害者支援センター及び発達障害児（者）専門相談窓口の周知 | 発達障害者（児）に関する相談を充実するとともに発達障害者支援センター及び発達障害児（者）専門相談窓口の周知に努めます。                                                                                                             |

※ ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの段階。

## (2) 障害福祉サービスの充実

障がい者が、地域で安心して生活し続けられるよう、障がい者の利用意向をふまえ、在宅生活を支援するサービスの提供体制を整備していかなくてはなりません。

平成 25 年 4 月 1 日から、障害福祉サービスの対象に従来の対象者のほかに、難病等が加えられました。

しかし、制度やサービスそのものを十分に知らない人たちも多くいると思われます。そのため、よりわかりやすい情報提供に努めるとともに、「大町町障害福祉計画」におけるサービスが必要な方に十分行き届くよう努めます。

| 施策名                       | 施策内容                                                                                                                                                             |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者総合支援法に基づく「介護給付」の提供     | 障害者総合支援法に基づく「居宅介護（ホームヘルプ）」や「重度訪問介護」、「短期入所」等の障害支援区分に応じたサービスの提供に努めます。<br>(サービス名・事業概要については P 34～35)                                                                 |
| 障害者総合支援法に基づく「訓練等給付」の提供    | 障害者総合支援法に基づき日中活動系サービスとして位置づけられている「自立訓練」や「就労移行支援」、「就労継続支援」及び「共同生活援助(グループホーム)」の提供に努めます。<br>(サービス名・事業概要については P 34～35)                                               |
| 障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進 | 障害者総合支援法に基づき町が実施主体となっている「地域生活支援事業」について障がい者の利用意向などをふまえた事業を実施します。<br>※「相談支援」や「意思疎通支援事業(手話通訳)」、「日常生活用具給付」、「移動支援」、「地域活動支援センター」及びその他任意事業<br>(サービス名・事業概要については P 36～38) |
| 在宅の難病患者等に対する支援            | 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供とともに、利用者意向の把握に努めます。                                                                                                                       |

## 【障がい者へのサービスの種類（大町町障害福祉計画より）】

### ◆ 障害者総合支援法による自立支援システム※の全体像



※ システム：文脈に応じて系、体系、制度、方式、機構、組織、まとめりや仕組みといった意。

## ①訪問系サービス

| サービス名                  | 事業概要                                                                                                             |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅介護(ホームヘルプ)<br>[介護給付] | 自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。                                                                                          |
| 重度訪問介護<br>[介護給付]       | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者であって常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。 |
| 同行援護<br>[介護給付]         | 視覚障害により移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。                                                    |
| 行動援護<br>[介護給付]         | 知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方に、行動の際の危険を回避するために、必要な支援、外出時における移動支援などを行います。                                           |
| 重度障害者等包括支援<br>[介護給付]   | 常時介護を必要とする障がい者であって、その介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。                                                    |

## ②日中活動系サービス

| サービス名                 | 事業概要                                                                                                                       |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活介護<br>[介護給付]        | 常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。                                                                 |
| 自立訓練(機能訓練)<br>[訓練等給付] | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。                                                                           |
| 自立訓練(生活訓練)<br>[訓練等給付] | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。                                                                           |
| 就労移行支援<br>[訓練等給付]     | 一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。                                                                       |
| 就労継続支援 A 型<br>[訓練等給付] | 一般の企業で就労することが困難な障がい者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力向上のために必要な訓練や職場実習を行います。また、訓練などを通じて、一般就労に必要な知識や能力が高まった場合は一般就労に向けた支援を行う事業所です。 |
| 就労継続支援 B 型<br>[訓練等給付] | 一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う施設です。                                                                    |
| 療養介護<br>[介護給付]        | 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。                                                                      |

| サービス名          | 事業概要                                                              |
|----------------|-------------------------------------------------------------------|
| 短期入所<br>〔介護給付〕 | 自宅で介護する方が病気の場合などに、障害者支援施設などに短期間の入所をし、入浴・排せつ・食事の介護等、日常生活上の支援を行います。 |

### ③居住系サービス

| サービス名                      | 事業概要                                                |
|----------------------------|-----------------------------------------------------|
| 共同生活援助（グループホーム）<br>〔訓練等給付〕 | 夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や入浴・排せつ・食事の介護等、日常生活上の援助を行います。 |
| 施設入所支援<br>〔介護給付〕           | 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。                 |

### ④相談支援

| サービス名  | 事業概要                                                                                                                 |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画相談支援 | 障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント※によるサービス等利用計画を作成するとともに、各種サービス等の利用状況の検証、計画の見直し（モニタリング）を行います。 |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している方又は矯正施設に入所している方などが、地域における生活へ移行する場合、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。         |
| 地域定着支援 | 自宅で単身生活する方などに、常時、連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行います。                                                        |

### ⑤障がい児支援

| サービス名     | 事業概要                                                                            |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 児童発達支援    | 小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、手段生活への適応訓練などを行います。                        |
| 放課後デイサービス | 学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。 |

※ ケアマネジメント：保健・医療・福祉の専門家や機関が福祉サービスを施すこと。

| サービス名     | 事業概要                                                                                                         |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保育所等訪問支援  | 障がい児が通う保育所や幼稚園、小学校などを訪問し、保育所などにおける障がい児以外の児童との集団生活への適応のために、障がい児本人への訓練又は保育所の保育士、幼稚園・小学校などの教諭に対する支援方法の指導等を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対して児童発達支援に加えて治療を行います。                        |
| 障害児相談支援   | 障害児通所支援サービスを利用する障がい児に対し、自立した生活を支え、障がい者及び障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかなケアマネジメントを行います。                   |

## ⑥地域生活拠点事業

| サービス名    | 事業概要                                                                                                                                                                      |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域生活拠点事業 | 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくりを、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支える事業を行います。平成 29 年度までに杵藤地区（圏域）に 1 ヶ所整備することを目標に自立支援協議会等において検討を行います。 |

## ⑦地域生活支援事業－必須事業

| サービス名                        | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者相談支援事業－基幹型相談支援センター等機能強化事業 | <p>障がい者やその介護者等からの相談に応じ、情報提供やサービス利用支援を行うとともに権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。身近な所でいつでも相談できるよう、平成 26 年度から社会福祉法人聖仁会「障害者相談支援センターすみれ園」において、障害者総合相談窓口を設置しており、引き続き電話・来所・訪問相談を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの利用援助に関する業務</li> <li>・社会資源を活用するための支援に関する業務</li> <li>・社会生活力を高めるための支援に関する業務</li> <li>・権利の擁護のために必要な支援に関する業務</li> <li>・専門機関の紹介に関する業務</li> <li>・その他町長が特に認める業務</li> </ul> |

| サービス名        | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意思疎通支援事業     | <p>聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意志疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者（児）等に、手話通訳及び要約筆記等の方法により、聴覚障がい者（児）等とその他の者の意志疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意志疎通の円滑化により、聴覚障がい者（児）等の社会生活上の利便を図り、聴覚障がい者（児）の福祉の向上を図る事業です。手話ボランティア団体等と連携しながら、手話通訳者、要約筆記者等の養成・確保に努め、耳の不自由な方と健聴者とのコミュニケーションの円滑化に努めます。</p> |
| 日常生活用具給付事業   | <p>障がい者に対し、日常生活用具（介護・訓練支給用具、自立支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意志疎通支援用具、ストマ装具、排せつ管理支援用具）を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、障がい者等の福祉の増進に役立てる事業です。日常生活用具を必要とする重度障害者等に対し、サービス事業者と連携しながら、適正な用具を必要とするとき、迅速に給付・貸与が受けられるよう努めます。</p>                                                    |
| 移動支援事業       | <p>社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に移動の支援の必要があると町長が認めた障がい者等、または、屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る事業です。個々の障がい者等の状況などに応じ、タクシー券の配付や、移送サービスなどの事業を行い、地域での自立生活や社会参加を積極的に促進します。</p>                                                   |
| 地域活動支援センター事業 | <p>在宅の障がい者に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障がい者の自立及び社会参加の促進を図る事業です。地域活動支援センターを通じて、創作的活動または生産活動の機会の確保充実に努め、障がい者が住み慣れた地域の中で安心して生活を送ることができるよう支援します。</p>                                                                     |

| サービス名        | 事業概要                                                                                                    |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 身寄りがない等の理由により、後見開始の審判を申し立てる者がいない知的障がい者又は精神障がい者を対象に、町が家庭裁判所に対して審判の申立てを行うとともに、申立費用及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。 |

## ⑧地域生活支援事業－任意事業

| サービス名               | 事業概要                                                                                                                                                                 |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日中一時支援事業            | 日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と町長が認めた障がい者等に、日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図る事業です。障がい者等の家族の支援及び障がい者の適切な日常的な訓練等が日中受けられるよう、事業所の確保充実に努めます。 |
| 訪問入浴サービス事業          | 歩行が困難で在宅の身体障がい者で、移送に耐えられない等の事情により生活介護事業所への通所が困難な者に対し訪問による入浴サービスを提供します。                                                                                               |
| 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業 | 自動車運転免許取得費を助成することで、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者手帳所持者の社会参加と自立更生を促進します。また、身体障害者手帳所持者で本人運転者に限り、自動車の手動装置等の一部を改造することにより、障がい者の社会参加を促進する事業です。                                      |

### (3) 障がい児支援の充実

平成 27 年度からの第 4 期障害福祉計画から、国の障害者福祉計画における基本方針により、児童福祉法に基づく障害児通所支援と障害児相談支援について障害福祉計画に定め取り組むこととなりました。

子育て支援施策との連携を図るとともに、利用意向の把握を行い障がい児支援体制の整備促進を図っていきます。

| 施策名        | 施策内容                                                                                                                 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害児通所支援の提供 | 児童福祉法に基づいた障害児通所支援「児童発達支援」、「放課後デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「医療型児童発達支援」について利用意向などをふまえた事業を提供するよう努めます。<br>(サービス名・事業概要についてはP35～36) |
| 障害児相談支援の提供 | 児童福祉法に基づいた障害児相談支援について利用意向などをふまえサービス内容の適切な組み合わせや効果的なサービス提供が行われるよう努めます。<br>(サービス名・事業概要についてはP35～36)                     |

### (4) 権利擁護の推進

障がいにより判断能力が不十分なため、契約等の法律行為における意思決定が困難な方が地域の中で自立した生活を送ることができるようにするためには保護・支援が重要です。また、障がい者への虐待を未然に防ぐには、関係機関の連携が重要です。

成年後見制度等の制度の、より一層の周知を図り、普及することで契約や金銭管理に関する支援を必要とする方が、制度を適切に利用できるよう努めるとともに、障がい者の虐待の早期発見や早期対応を図り、適切な支援を行えるよう、地域における関係機関等と連携・協力しながら支援できる体制づくりに努めます。

| 施策名            | 施策内容                                                                                                                       |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度の周知と体制整備 | 任意後見及び成年後見に関する周知を図るとともに相談体制の充実を図り、関係機関と連携しながら体制整備を進めます。                                                                    |
| 虐待ネットワーク※体制の充実 | 障害者虐待防止センター(大町町保健福祉課)において、障がい者虐待に関する相談、通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発等を行うとともに、虐待が未然に防げるよう、関係機関との連携を強化します。 |

※ ネットワーク：人間や組織などによるつながり。

## 2. 保健医療サービスの充実

### (1) 乳幼児期の保健・療育の充実

障がい児については、できる限り早期の段階、特に発達期にある乳幼児に適切な治療や指導訓練を行うことが障がいの軽減や基本的な生活能力の向上につながります。

本町では、障がいの早期発見や予防のために妊産婦及び乳幼児に対し保健師が訪問したり、母子健康相談事業や2か月児相談を行ったり、1歳6か月児健診・3歳6か月児健診を行うなど、各種健康診査などを実施しています。健康診査の結果、発達や発育に支援を必要とする乳幼児や保護者には、専門機関への早期受診等を促進し、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・早期療育を推進します。

今後とも相談事業や健康診査等の母子保健事業について、さらなる周知をするとともに、発達障がいなどに関するパンフレットの配布により、正しい普及・啓発を図っていきます。

また、医療、福祉、教育、子ども・子育て支援施策との連携を密にし、予防、早期発見、療育体制の充実に努めます。

| 施策名                     | 施策内容                                                                              |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 保健指導の充実★                | 保健師など専門職員による、健康診査・相談指導・家庭訪問事業などを推進し、疾病などの早期発見、早期治療に努めるとともに、母子感染の予防など保健指導の強化を図ります。 |
| 早期発見、早期指導、早期教育体制のシステム化★ | 子どもの障がいの早期発見に努め、その状態に応じた指導、教育ができるような保健・医療・福祉・教育の関係機関担当者等による体制づくりを推進します。           |
| 関係者・保護者の研修等の充実          | 療育に関する知識を深め、療育効果を高めるため、関係療育指導機関等の連携により、療育指導の充実に努めます。                              |
| ハイリスクの妊産婦※の早期支援         | 妊産婦に対し保健師が訪問をし、ハイリスクの妊産婦の把握と支援に努めます。                                              |
| 母子保健推進員の連携              | 乳幼児をもつ母親のよき相談相手である、母子保健推進員との情報共有による連携を強化し、子どもの障がいの早期発見に努めます。                      |

※ ハイリスクの妊産婦：年齢、持病の有無、前回の妊娠・出産の経過、胎児の数（多胎妊娠）、妊娠中の母体・胎児・胎盤の状態などで妊娠やお産に危険を伴う可能性のある妊産婦。

## （２）医療・医学的なリハビリテーション※<sup>1</sup>の充実

障がい者にとって、医療・医学的なリハビリテーションの充実は、障がいの軽減を図り、障がい者の自立を促進するうえで不可欠であり、関係機関との連携強化が求められます。また、障がいのある人もない人も、健康に生活を送るためには、各種健康診査や健康相談を通じて、一人ひとりの健康への関心を高め、健康づくりを進めていく必要があります。緊急時における医療の確保のみならず、健康の保持・増進のための支援策の充実が必要です。

さらに近年の高齢化をふまえ、様々な疾病等への対応や障がいの重度化を予防するための機能訓練などの充実が必要であり、関係機関との連携強化に努めます。

| 施策名                             | 施策内容                                                                                                                                          |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成人保健対策の推進                       | 生活習慣病、加齢による障がいを防ぐには、成・壮年期からの健康管理が重要であり、脳血管障害等成人病予防のための健康診査受診率の向上を図るとともに、健康教育、健康相談等を充実します。また、各種健（検）診の受診率を高め、疾病の早期発見・早期治療に努め、健康教育、健康相談などを充実します。 |
| 健康教育の推進                         | 生活習慣による疾病を起因とする障がいを予防するため、生活習慣病予防についての正しい知識と健康意識の高揚に向けた各地区や団体への積極的な実施勧奨を行い、健康教育の推進に努めます。                                                      |
| 各種医療費助成事業※ <sup>2</sup> についての周知 | 障がい者が安心して適切な医療サービスを受けられるよう、各種医療費助成事業について広報「おおまち」等での周知を図ります。                                                                                   |
| 医療給付制度の周知、利用の促進                 | 身体の障がいを除去、軽減するために必要な自立支援医療などの医療給付制度について広報「おおまち」等で周知し、利用の促進を図ります。                                                                              |

※<sup>1</sup> リハビリテーション：病気、怪我、老化など様々な原因によって生じた心身の障がいに対して、訓練などの支援を行っていくこと。

※<sup>2</sup> 各種医療費助成事業：重度心身障害者医療費助成制度や自立支援医療（更生医療）などがある。

### （３）精神保健・医療の提供

全国的に精神障がい者が増加しており、本町においても若干ではありますが、増加傾向にあることから、適切な精神保健・医療の提供が重要です。

本町では月１回、保健福祉課保健係で精神障がい者の集い（精神デイケア）を開催しており、料理教室や花を植えたり、他町と合同で実施したりしています。対象者に参加を促していますが、出席率が低い状況となっています。

精神障がい者やその家族に対しての支援をするとともに、精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう支援していきます。

| 施策名                  | 施策内容                                                                                       |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 精神障がい者の集い（精神デイケア）の充実 | 月１回実施している精神障がい者の集い（精神デイケア）の周知と内容の再検討など、集いの充実に努めます。                                         |
| 精神保健福祉相談の充実          | 精神障がいに関する福祉サービスなどの相談を充実するとともに、精神保健福祉センター（電話：0952-73-5060）の周知に努めます。                         |
| 精神科救急医療相談電話の周知       | 精神疾患のために緊急の医療が必要になった場合、専門職員が救急相談に対応し、必要に応じ当番病院等の紹介を行う精神科救急医療相談電話（電話：0952-20-0212）の周知に努めます。 |

### （４）難病・医療の提供

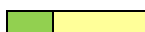
平成 25 年 4 月より、障害者総合支援法において「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲の対象疾患（130 疾患及び関節リウマチ）の方が対象となっていました。平成 27 年 7 月より対象疾患が 332 疾患（次ページに掲載 資料：厚生労働省）となりました。

障害者手帳を持っている人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある、大町町内の障がい者すべての方が、安心して暮らせるよう、相談に努めます。

| 施策名               | 施策内容                                                                        |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 難病の方への福祉サービス利用の周知 | 日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある難病の方が福祉サービスを受けられることの周知に努めます。                          |
| 難病相談・支援センターの周知    | 難病患者の方やそのご家族の方からの病気や生活などの悩みや不安の相談窓口である難病相談・支援センター（電話：0952-97-9632）の周知に努めます。 |

## 平成 27 年 7 月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（332 疾病）

| 番号 | 疾病名                          | 備考 | 番号  | 疾病名                  | 備考 |
|----|------------------------------|----|-----|----------------------|----|
| 1  | アイカルディ症候群                    |    | 56  | 加齢黄斑変性               | ※※ |
| 2  | アイザックス症候群                    |    | 57  | 肝型糖原病                |    |
| 3  | IgA腎症                        |    | 58  | 間質性膀胱炎（ハンナ型）         |    |
| 4  | IgG4関連疾患                     |    | 59  | 環状20番染色体症候群          |    |
| 5  | 亜急性硬化性全脳炎                    |    | 60  | 関節リウマチ               |    |
| 6  | アジソン病                        |    | 61  | 完全大血管転位症             |    |
| 7  | アッシャー症候群                     |    | 62  | 眼皮膚白皮症               |    |
| 8  | アトピー性脊髄炎                     |    | 63  | 偽性副甲状腺機能低下症          |    |
| 9  | アペール症候群                      |    | 64  | ギャロウェイ・モワト症候群        |    |
| 10 | アミロイドーシス                     | ※  | 65  | 急性壊死性脳症              |    |
| 11 | アラジール症候群                     |    | 66  | 急性網膜壊死               |    |
| 12 | 有馬症候群                        |    | 67  | 球脊髄性筋萎縮症             |    |
| 13 | アルポート症候群                     |    | 68  | 急速進行性糸球体腎炎           |    |
| 14 | アレキサンダー病                     |    | 69  | 強直性脊椎炎               |    |
| 15 | アンジェルマン症候群                   |    | 70  | 強皮症                  |    |
| 16 | アントレー・ビクスラー症候群               |    | 71  | 巨細胞性動脈炎              | ※  |
| 17 | イソ吉草酸血症                      |    | 72  | 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変） |    |
| 18 | 一次性ネフローゼ症候群                  | ※※ | 73  | 巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）   |    |
| 19 | 一次性膜性増殖性糸球体腎炎                |    | 74  | 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症      |    |
| 20 | 1p36欠失症候群                    |    | 75  | 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）     |    |
| 21 | 遺伝性ジストニア                     |    | 76  | 筋萎縮性側索硬化症            |    |
| 22 | 遺伝性周期性四肢麻痺                   |    | 77  | 筋型糖原病                |    |
| 23 | 遺伝性膝炎                        |    | 78  | 筋ジストロフィー             |    |
| 24 | 遺伝性鉄芽球性貧血                    |    | 79  | クッシング病               |    |
| 25 | VATER症候群                     |    | 80  | クリオピリン関連周期熱症候群       |    |
| 26 | ウィーバー症候群                     |    | 81  | クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群 |    |
| 27 | ウィリアムズ症候群                    |    | 82  | クルーゾン症候群             |    |
| 28 | ウィルソン病                       |    | 83  | グルコーストランスporter-1欠損症 |    |
| 29 | ウエスト症候群                      |    | 84  | グルタル酸血症1型            |    |
| 30 | ウェルナー症候群                     |    | 85  | グルタル酸血症2型            |    |
| 31 | ウォルフラム症候群                    |    | 86  | クロウ・深瀬症候群            |    |
| 32 | ウルリッヒ病                       |    | 87  | クローン病                |    |
| 33 | HTLV-1関連脊髄症                  |    | 88  | クロンカイト・カナダ症候群        |    |
| 34 | ATR-X症候群                     |    | 89  | 痙攣重症型（二相性）急性脳症       |    |
| 35 | ADH分泌異常症                     | ※  | 90  | 結節性硬化症               |    |
| 36 | エーラス・ダンロス症候群                 |    | 91  | 結節性多発動脈炎             | ※  |
| 37 | エプスタイン症候群                    |    | 92  | 血栓性血小板減少性紫斑病         |    |
| 38 | エプスタイン病                      |    | 93  | 限局性皮質異形成             |    |
| 39 | エマヌエル症候群                     |    | 94  | 原発性局所多汗症             |    |
| 40 | 遠位型ミオパチー                     |    | 95  | 原発性硬化性胆管炎            |    |
| 41 | 円錐角膜                         |    | 96  | 原発性高脂血症              |    |
| 42 | 黄色靱帯骨化症                      |    | 97  | 原発性側索硬化症             |    |
| 43 | 黄斑ジストロフィー                    |    | 98  | 原発性胆汁性肝硬変            |    |
| 44 | 大田原症候群                       |    | 99  | 原発性免疫不全症候群           |    |
| 45 | オクシタル・ホーン症候群                 |    | 100 | 顕微鏡の大腸炎              |    |
| 46 | オスラー病                        |    | 101 | 顕微鏡的多発血管炎            | ※  |
| 47 | カーニー複合                       |    | 102 | 高IgD症候群              |    |
| 48 | 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん             |    | 103 | 好酸球性消化管疾患            |    |
| 49 | 潰瘍性大腸炎                       |    | 104 | 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症       | ※  |
| 50 | 下垂体前葉機能低下症                   |    | 105 | 好酸球性副鼻腔炎             |    |
| 51 | 家族性地中海熱                      |    | 106 | 抗糸球体基底膜腎炎            |    |
| 52 | 家族性良性慢性天疱瘡                   |    | 107 | 後縦靱帯骨化症              |    |
| 53 | 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群      |    | 108 | 甲状腺ホルモン不応症           | ※  |
| 54 | 歌舞伎症候群                       |    | 109 | 拘束型心筋症               |    |
| 55 | ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症 |    | 110 | 高チロシン血症1型            |    |



新たに対象となる疾病

※ 対象に変更はないが、平成27年1月に疾病表記が変更されたもの

※※ 対象に変更はないが、平成27年7月に疾病表記が変更されたもの

| 番号  | 疾病名                        | 備考 |
|-----|----------------------------|----|
| 111 | 高チロシン血症2型                  |    |
| 112 | 高チロシン血症3型                  |    |
| 113 | 後天性赤芽球癆                    |    |
| 114 | 広範脊柱管狭窄症                   |    |
| 115 | 抗リン脂質抗体症候群                 |    |
| 116 | コケイン症候群                    |    |
| 117 | コステロ症候群                    |    |
| 118 | 骨形成不全症                     |    |
| 119 | 骨髄異形成症候群                   |    |
| 120 | 骨髄線維症                      |    |
| 121 | ゴナドトロピン分泌亢進症               | ※  |
| 122 | 5p欠失症候群                    |    |
| 123 | コフィン・シリス症候群                |    |
| 124 | コフィン・ローリー症候群               |    |
| 125 | 混合性結合組織病                   |    |
| 126 | 鰓耳腎症候群                     |    |
| 127 | 再生不良性貧血                    |    |
| 128 | サイトメガロウィルス角膜内皮炎            |    |
| 129 | 再発性多発軟骨炎                   |    |
| 130 | 左心低形成症候群                   |    |
| 131 | サルコイドーシス                   |    |
| 132 | 三尖弁閉鎖症                     |    |
| 133 | CFC症候群                     |    |
| 134 | シェーグレン症候群                  |    |
| 135 | 色素性乾皮症                     |    |
| 136 | 自己食空胞性ミオパチー                |    |
| 137 | 自己免疫性肝炎                    |    |
| 138 | 自己免疫性出血病XIII               |    |
| 139 | 自己免疫性溶血性貧血                 |    |
| 140 | シトステロール血症                  |    |
| 141 | 紫斑病性腎炎                     |    |
| 142 | 脂肪萎縮症                      |    |
| 143 | 若年性肺気腫                     |    |
| 144 | シャルコー・マリー・トゥース病            |    |
| 145 | 重症筋無力症                     |    |
| 146 | 修正大血管転位症                   |    |
| 147 | シュワルツ・ヤンベル症候群              |    |
| 148 | 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症      |    |
| 149 | 神経細胞移動異常症                  |    |
| 150 | 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症 |    |
| 151 | 神経線維腫症                     |    |
| 152 | 神経フェリチン症                   |    |
| 153 | 神経有棘赤血球症                   | ※  |
| 154 | 進行性核上性麻痺                   |    |
| 155 | 進行性骨化性線維異形成症               | ※※ |
| 156 | 進行性多巣性白質脳症                 |    |
| 157 | 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症            |    |
| 158 | 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症          |    |
| 159 | スタージ・ウェーバー症候群              |    |
| 160 | スティーヴンス・ジョンソン症候群           |    |
| 161 | スミス・マギニス症候群                |    |
| 162 | スモン                        |    |
| 163 | 脆弱X症候群                     |    |
| 164 | 脆弱X症候群関連疾患                 |    |
| 165 | 正常圧水頭症                     |    |

| 番号  | 疾病名                    | 備考 |
|-----|------------------------|----|
| 166 | 成人スチル病                 |    |
| 167 | 成長ホルモン分泌亢進症            | ※  |
| 168 | 脊髄空洞症                  |    |
| 169 | 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)    | ※  |
| 170 | 脊髄髄膜瘤                  |    |
| 171 | 脊髄性筋萎縮症                |    |
| 172 | 全身型若年性特発性関節炎           |    |
| 173 | 全身性エリテマトーデス            |    |
| 174 | 先天性横隔膜ヘルニア             |    |
| 175 | 先天性核上性球麻痺              |    |
| 176 | 先天性魚鱗癬                 | ※※ |
| 177 | 先天性筋無力症候群              |    |
| 178 | 先天性腎性尿崩症               |    |
| 179 | 先天性赤血球形成異常性貧血          |    |
| 180 | 先天性大脳白質形成不全症           |    |
| 181 | 先天性風疹症候群               |    |
| 182 | 先天性副腎低形成症              |    |
| 183 | 先天性副腎皮質酵素欠損症           |    |
| 184 | 先天性ミオパチー               |    |
| 185 | 先天性無痛無汗症               |    |
| 186 | 先天性葉酸吸収不全              |    |
| 187 | 前頭側頭葉変性症               |    |
| 188 | 早期ミオクローニ脳症             |    |
| 189 | 総動脈幹遺残症                |    |
| 190 | 総排泄腔遺残                 |    |
| 191 | 総排泄腔外反症                |    |
| 192 | ソース症候群                 |    |
| 193 | ダイヤモンド・ブラックファン貧血       |    |
| 194 | 第14番染色体父親性ダイソミー症候群     |    |
| 195 | 大脳皮質基底核変性症             |    |
| 196 | ダウン症候群                 |    |
| 197 | 高安動脈炎                  | ※  |
| 198 | 多系統萎縮症                 |    |
| 199 | タナトフォリック骨異形成症          |    |
| 200 | 多発血管炎性肉芽腫症             | ※  |
| 201 | 多発性硬化症／視神経脊髄炎          | ※  |
| 202 | 多発性嚢胞腎                 |    |
| 203 | 多脾症候群                  |    |
| 204 | タンジール病                 |    |
| 205 | 単心室症                   |    |
| 206 | 弾性線維性仮性黄色腫             |    |
| 207 | 短腸症候群                  |    |
| 208 | 胆道閉鎖症                  |    |
| 209 | 遅発性内リンパ水腫              |    |
| 210 | チャージ症候群                |    |
| 211 | 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群    |    |
| 212 | 中毒性表皮壊死症               |    |
| 213 | 腸管神経節細胞減少症             |    |
| 214 | TSH分泌亢進症               | ※  |
| 215 | TNF受容体関連周期性症候群         |    |
| 216 | 低ホスファターゼ症              |    |
| 217 | 天疱瘡                    |    |
| 218 | 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 |    |
| 219 | 特発性拡張型心筋症              |    |
| 220 | 特発性間質性肺炎               |    |

|    |                                |
|----|--------------------------------|
|    | 新たに対象となる疾病                     |
| ※  | 対象に変更はないが、平成27年1月に疾病表記が変更されたもの |
| ※※ | 対象に変更はないが、平成27年7月に疾病表記が変更されたもの |

| 番号  | 疾病名                     | 備考 |
|-----|-------------------------|----|
| 221 | 特発性基底核石灰化症              |    |
| 222 | 特発性血小板減少性紫斑病            |    |
| 223 | 特発性後天性全身性無汗症            |    |
| 224 | 特発性大腿骨頭壊死症              | ※  |
| 225 | 特発性門脈圧亢進症               |    |
| 226 | 特発性両側性感音難聴              |    |
| 227 | 突発性難聴                   |    |
| 228 | ドラベ症候群                  |    |
| 229 | 中條・西村症候群                |    |
| 230 | 那須・ハコラ病                 |    |
| 231 | 軟骨無形成症                  |    |
| 232 | 難治頻回部分発作重積型急性脳炎         |    |
| 233 | 22q11.2欠失症候群            |    |
| 234 | 乳幼児肝巨大血管腫               |    |
| 235 | 尿素サイクル異常症               |    |
| 236 | スーナン症候群                 |    |
| 237 | 脳髄黄色腫症                  |    |
| 238 | 脳表ヘモジデリン沈着症             |    |
| 239 | 膿疱性乾癬                   |    |
| 240 | 嚢胞性線維症                  |    |
| 241 | パーキンソン病                 |    |
| 242 | バージャー病                  |    |
| 243 | 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症          |    |
| 244 | 肺動脈性肺高血圧症               |    |
| 245 | 肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）       |    |
| 246 | 肺胞低換気症候群                |    |
| 247 | バッド・キアリ症候群              |    |
| 248 | ハンチントン病                 |    |
| 249 | 汎発性特発性骨増殖症              |    |
| 250 | PCDH19関連症候群             |    |
| 251 | 肥厚性皮膚骨膜炎                |    |
| 252 | 非ジストロフィー性ミオトニー症候群       |    |
| 253 | 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症 |    |
| 254 | 肥大型心筋症                  |    |
| 255 | ビタミンD依存性くる病／骨軟化症        | ※※ |
| 256 | ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症        |    |
| 257 | ピッカースタッフ脳幹脳炎            |    |
| 258 | 非典型溶血性尿毒症症候群            |    |
| 259 | 非特異性多発性小腸潰瘍症            |    |
| 260 | 皮膚筋炎／多発性筋炎              | ※  |
| 261 | びまん性汎細気管支炎              |    |
| 262 | 肥満低換気症候群                |    |
| 263 | 表皮水疱症                   |    |
| 264 | ヒルシュスブルグ病（全結腸型又は小腸型）    |    |
| 265 | ファイファー症候群               |    |
| 266 | ファロー四徴症                 |    |
| 267 | ファンconi貧血               |    |
| 268 | 封入体筋炎                   |    |
| 269 | フェニルケトン尿症               |    |
| 270 | 複合カルボキシラーゼ欠損症           |    |
| 271 | 副甲状腺機能低下症               |    |
| 272 | 副腎白質ジストロフィー             | ※※ |
| 273 | 副腎皮質刺激ホルモン不応症           |    |
| 274 | ブラウ症候群                  |    |
| 275 | ブラダー・ウィリ症候群             |    |

| 番号  | 疾病名                        | 備考 |
|-----|----------------------------|----|
| 276 | プリオン病                      |    |
| 277 | プロピオン酸血症                   |    |
| 278 | PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）        | ※  |
| 279 | 閉塞性細気管支炎                   |    |
| 280 | ベーチェット病                    |    |
| 281 | ベスレムミオパチー                  |    |
| 282 | ヘパリン起因性血小板減少症              |    |
| 283 | ヘモクロマトーシス                  |    |
| 284 | ペリー症候群                     |    |
| 285 | ペルーシド角膜辺縁変性症               |    |
| 286 | ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。） | ※※ |
| 287 | 片側巨脳症                      |    |
| 288 | 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群           |    |
| 289 | 発作性夜間ヘモグロビン尿症              |    |
| 290 | ポルフィリン症                    |    |
| 291 | マリネスコ・シェーグレン症候群            |    |
| 292 | マルファン症候群                   |    |
| 293 | 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー | ※  |
| 294 | 慢性血栓性肺高血圧症                 |    |
| 295 | 慢性再発性多発性骨髄炎                |    |
| 296 | 慢性膀胱炎                      |    |
| 297 | 慢性特発性偽性腸閉塞症                |    |
| 298 | ミオクロニー欠神てんかん               |    |
| 299 | ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん          |    |
| 300 | ミトコンドリア病                   |    |
| 301 | 無脾症候群                      |    |
| 302 | 無βリボタンパク血症                 |    |
| 303 | メーブルシロップ尿症                 |    |
| 304 | メチルマロン酸血症                  |    |
| 305 | メビウス症候群                    |    |
| 306 | メンケス病                      |    |
| 307 | 網膜色素変性症                    |    |
| 308 | もやもや病                      |    |
| 309 | モフット・ウィルソン症候群              |    |
| 310 | 薬剤性過敏症候群                   |    |
| 311 | ヤング・シンプソン症候群               |    |
| 312 | 優性遺伝形式をとる遺伝性難聴             |    |
| 313 | 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん           |    |
| 314 | 4p欠失症候群                    |    |
| 315 | ライソゾーム病                    | ※  |
| 316 | ラスムッセン脳炎                   |    |
| 317 | ランゲルハンス細胞組織球症              |    |
| 318 | ランドウ・クレフナー症候群              |    |
| 319 | リジン尿性蛋白不耐症                 |    |
| 320 | 両側性小耳症・外耳道閉鎖症              |    |
| 321 | 両大血管右室起始症                  |    |
| 322 | リンパ管腫症／ゴーハム病               |    |
| 323 | リンパ管筋腫症                    | ※  |
| 324 | 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）         |    |
| 325 | ルビンシュタイン・ティビ症候群            |    |
| 326 | レーベル遺伝性視神経症                |    |
| 327 | レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症 |    |
| 328 | 劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴             |    |
| 329 | レット症候群                     |    |
| 330 | レノックス・ガストー症候群              |    |
| 331 | ロスムンド・トムソン症候群              |    |
| 332 | 肋骨異常を伴う先天性側弯症              |    |

|    |                                |
|----|--------------------------------|
|    | 新たに対象となる疾病                     |
| ※  | 対象に変更はないが、平成27年1月に疾病表記が変更されたもの |
| ※※ | 対象に変更はないが、平成27年7月に疾病表記が変更されたもの |

---

## 基本目標２ 自立と社会参加の促進

---

### 1. 福祉教育と交流の推進

#### (1) 教育支援体制の充実

障がい者が社会の一員として様々な活動に参加し、住み慣れた地域において生きがいをもって暮らしていくためには、それぞれのライフステージに応じて、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育は大変重要なものとなります。

各種関係機関や専門家との連携をさらに強化し、就学相談や支援体制の充実などを推進します。

| 施策名             | 施策内容                                                                             |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 就学相談・支援体制の充実    | 教育委員会における就学相談・支援体制の充実を図るとともに、関係機関や専門家との連携を強化し、きめ細やかな就学相談及び指導を推進します。              |
| 職員などに対する福祉教育の強化 | 町外への研修会や視察への参加など、教職員、行政職員などの研修を充実し、より適切な指導・対応の促進を図ります。                           |
| 医療機関等との密接な機能連携  | 障がいの重度・重複化、多様化に対応し、児童・生徒の障がいの程度に応じ、関係医療機関と連携を図り、教育支援委員において適切な判断を行うよう努めます。        |
| 思春期事業の充実        | 思春期の子どもの心と身体の両面の健康を支援できるよう、学校や関係機関と協力し健康教育を実施し、子どもの健康問題全般を内容とした総合的な教育内容の充実を図ります。 |

## (2) 特別支援教育の推進

障がい児への特別支援教育は、一人ひとりの障がいの程度や特性に応じた適切な教育ができるようにするとともに、周囲の子どもたちへの福祉教育において、障がいへの理解を深めることが重要です。

また、本町では意図的に特別支援学級（小学校：なかよし、中学校：コラボ）の子どもたちが交流学級で過ごす時間を設け、障がいのある子どもとない子どもとのふれ合いを進めています。しかしながら、アンケートの結果で差別や嫌な思いをした経験のある障がい者は約4割となっており、さらなる障がい者への理解を促す福祉教育の充実が必要です。

教育的な必要性に応じたきめ細やかな支援を行い、就学前のみならず就学後においても計画的に教育や療育を行うとともに、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等について教育的支援を行うなど、教育・療育に特別の支援が必要な子どもについて、適切な対応を図ります。

また、障がいのある子どもとない子どもとの交流活動を充実させ、本町に住む子どもの社会性や豊かな人間性の育成に努めます。

| 施策名             | 施策内容                                                                                                                                                        |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育方法・内容の充実      | 一人ひとりの障がいの程度や特性に応じた適切な教育ができるよう、指導内容や指導方法の改善を図ります。                                                                                                           |
| 学校教育における福祉教育の推進 | 小・中学生を対象に、在宅の障がい者とのふれあいや体験学習をはじめ、福祉施設への訪問活動などを積極的に取り入れ福祉の理解を促進するよう努めます。                                                                                     |
| 交流教育の推進         | 障がいのある児童・生徒と継続的な交流教育を推進するとともに、その方法・内容の充実を図ります。<br>また、将来のボランティア※ <sup>1</sup> の育成と位置づけ、学年別に福祉教育に特化したカリキュラム※ <sup>2</sup> 作成を図り、学校教育を通しノーマライゼーションの理念の定着に努めます。 |
| 適正な就学支援の充実      | 教育と保健・福祉の連携を密にし、本人及び保護者の意向、障がいの状況をふまえた適正な就学支援に努めます。                                                                                                         |

※<sup>1</sup> ボランティア：自主的に社会活動などに参加し、奉仕活動をする人や奉仕活動のこと。

※<sup>2</sup> カリキュラム：目的に合わせた教育内容や学習支援などの計画。教育課程のこと。

| 施策名                        | 施策内容                                                                                |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 教職員の指導力の向上                 | 障がいのある児童・生徒が、その能力を最大限に伸ばしていくために、一人ひとりの状況をふまえ支援体制の充実を図るため、関係機関との連携を密にし、各種研修の促進に努めます。 |
| 特別支援教育に対する理解の促進            | 参観日などを通して、特別支援教育に対する理解促進を図るとともに、学校だよりなどの広報媒体を活用して、地域に開かれた教育活動を促進していきます。             |
| 学校施設でのバリアフリー化              | 障がいのある児童・生徒が安全で安心な学校生活を過ごせるよう、実態にあった施設・設備の整備を実施していきます。                              |
| 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への適切な支援 | 障がいの特性や個の支援への必要性に応じた教育機会を提供するとともに、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対しても適切な指導に努めます。            |

### （３）就学前保育・教育等の充実

障がい児が、自分の能力や個性を最大限に伸ばすことができるようにする保育・療育・教育のためには、個人の障がいの状態や支援の意向に対しきめ細やかな支援が必要です。

子ども一人ひとりの特性に応じ、また成長に適応した一貫性のある保育・療育・教育となるよう関係機関、子ども・子育て支援施策との連携を密にし、さらなる充実に努めます。

| 施策名               | 施策内容                                                                                            |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保育園での障がい児の受け入れ促進  | 乳幼児の障がいの状況や家庭の事情及び地域性などに応じた適切な進路の選択が可能となるように情報提供し、今後とも保育園での障がい児の受け入れを図ります。                      |
| 保育環境の整備           | 充実した障がい児保育活動を構築するために、保育環境の整備推進に努めます。                                                            |
| 療育に関する相談や指導の充実    | 在宅で障がい児を養育している家庭を支援するため、専門相談（発達障害者支援センター、発達障害児（者）専門相談窓口）などとの連携を図りながら、療育に関する相談や指導などに努めます。        |
| 障がい児の療育や相談・指導等の支援 | 専門支援機関との連携により、自閉症などの特有害な発達障がいのある子ども、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）等のある子どもに対する療育や相談・指導などの支援の充実を図ります。 |
| 教育相談の推進、教育環境の整備   | 発達の遅れや障がいのある幼児の教育に関し悩みを抱える保護者に対して、関係機関と連携し教育相談を推進します。                                           |
| 乳幼児期から学齢期への円滑な移行  | 療育関係機関と幼稚園、保育園、学校との連携を密にし、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を図ります。                                                |

## 2. 雇用・就労の促進

### (1) 就労支援の推進

障がい者の自立生活や社会参加を促進するためには、障がい者自身が生きがいをもって生活できる状況をつくることが重要です。

アンケートの結果では、現在一般就労している人は限られていますが、福祉的就労も含めた多様な働き方ができる環境をさらに充実していくこと、また就労した後の支援を充実していくことが必要です。

現在、障がい者の就労に関しては、佐賀県就労支援室で取り組みをしており本町独自の取り組みは行っていないですが、関係機関との連携を密にし、障がい者が安心・安全に働ける就労環境の整備に努めます。

| 施策名                  | 施策内容                                                                          |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 障がい者の雇用に関する広報啓発活動の促進 | 障がい者の雇用を促進し、職場定着を図るためには、障がい者の就労に対する理解と協力が求められるため、障がい者の雇用に関する情報提供や広報啓発活動に努めます。 |
| 佐賀県就労支援室との連携強化       | 佐賀県就労支援室との連携を強化し、障がい者が安心・安全に働けるよう就労環境の整備に努めます。                                |

## （２）就労体制の充実

アンケートの結果から、障がい者が仕事をする上で必要なこととして、「通勤手段の確保」、「仕事についての職場外での相談対応、支援」が多くなっています。

地域の足の確保の検討や障がい者やその家族に対しての相談窓口、障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人たちばな会）との連携を強化し、障がい者就労体制の充実に努めます。

| 施策名     | 施策内容                                                                    |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 就労相談の充実 | 障がい者やその家族に対しての相談窓口、障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人たちばな会 電話：0954-66-9093）の周知に努めます。 |

## （３）雇用環境の整備

アンケートの結果から、障がい者が仕事をする上で必要なこととして、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、が最も多くなっており、職場での障がいに対する理解を深め、障がい者が安心して就労できるよう就労環境の整備や職場定着ができるよう促進します。

| 施策名           | 施策内容                                   |
|---------------|----------------------------------------|
| 町職員の障がい者の雇用促進 | 町職員の新規任用にあたっては、法の趣旨に鑑み積極的な任用に努めます。     |
| 障がい者の雇用の働きかけ  | 企業・団体などと連携し、障がい者の雇用についての働きかけについて検討します。 |

### 3. 社会参加の促進

#### (1) 文化・スポーツ・レクリエーション※の参加促進

障がい者が地域の中で自己実現を図りながら心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を充実し、これらを通じて仲間づくりを支援していくことが重要です。

また、文化・スポーツ・レクリエーションの機会を通じ、ノーマライゼーション理念の普及を図ります。

| 施策名                 | 施策内容                                                                  |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 障がい者スポーツの普及と参加機会の拡充 | 障がい者が気軽に参加できるスポーツの振興や誰もが気軽に楽しめるスポーツ等の普及を支援し、スポーツを通じたボランティアとの交流を促進します。 |
| レクリエーション活動の支援       | 障がい者のレクリエーション活動を支援するために、誰もが参加できる機会の充実と指導体制の整備に努めます。                   |

#### (2) 生涯学習機会の充実

生活の質を向上させるうえで、生涯学習活動は重要な役割を果たします。充実を図るためには、障がいや年齢にかかわらず、すべての人が地域社会の中で同じように生活し、活動できることをめざし、各領域の学習希望者に対する支援と情報提供の充実により、活動の幅を広げる必要があり、子どもから大人まで障がいのある人となない人が一緒に生涯学習活動を行う機会を設けることで、障がいに対して理解を深めるよう努力します。

これからも、住み慣れたまちで豊かな生活を送れるよう「いつでも、どこでも、だれでも」が生涯学習活動に参加できる体制を整え、障がい者の学びたい気持ちへの積極的な支援をしていきます。

| 施策名                        | 施策内容                                                   |
|----------------------------|--------------------------------------------------------|
| 障がいの状態に合わせた学習情報の提供と相談体制の充実 | それぞれの障がいの状態に合わせた情報提供の充実に努めます。また、関係機関と協力し、相談体制の充実に努めます。 |

※ レクリエーション：娯楽、スポーツなどを楽しむこと。

---

## 基本目標３ バリアフリー社会の実現

---

### １．啓発・広報活動の推進

#### （１）啓発活動の充実

障がいのある人もない人も共に生活するノーマライゼーション社会を実現するためには、お互いを尊重し、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。ノーマライゼーションの理念は一般の方に徐々に根付いてきているものの、いまだ理解が不十分な人もいます。住み慣れた地域で障がい者が暮らしていくには、町民一人ひとりが障がい者やノーマライゼーション理念が正しく理解ができるよう、様々な機会と啓発手段を利用し「心のバリアフリー」を推進する必要があります。

このためには、行政だけでなく、企業、ボランティア等を含むすべての住民が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚し主体的に取り組むことが重要であり、一人ひとりの理解と協力をいかにして促進させていくかが最も大切なことです。

お互いの人格と個性を尊重しあう共生社会の理念の普及を図るとともに、障がい者に関する住民理解を一層促進するため、幅広い住民の参加による交流活動や啓発活動を推進します。

| 施策名                     | 施策内容                                                                             |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 障がい者福祉への理解と啓発           | 広報「おおまち」など各種広報誌を活用し、障がい者福祉への理解と啓発に努めます。                                          |
| 障害者週間※事業を中心とした啓発事業の展開   | 障がい者に対する理解と認識を深め、「ノーマライゼーション」理念の一層の定着を図るために、「障害者週間」事業を中心に啓発事業を展開します。             |
| 心のバリアフリーの推進             | 障がい者に対する正しい理解を深め、思いやりの心を育むため、幅広い年代の町民が心のバリアフリーについて、体験を通じて考えたり、情報を得られる機会の拡大に努めます。 |
| 障がい者の人権尊重の立場にたった町民意識の向上 | 障がい者の自己決定の尊重や、障がい者問題についての正しい理解の普及など、人権尊重の立場にたった町民意識の向上に努めます。                     |

---

※ 障害者週間：毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取り組みを展開している。

| 施策名               | 施策内容                                  |
|-------------------|---------------------------------------|
| 障がい者差別解消への取り組みの促進 | 障がいのある人への差別を解消するために必要な配慮や制度の普及を検討します。 |

## (2) 地域福祉の推進

障がい者に対する正しい理解を深め、障がい者が地域の中で周囲との豊かな人間関係を保ちながら暮らし続けることができるよう、共に暮らす社会を実現するためには、日常的な出会いの場で交流することが重要となります。

地域福祉においては、ボランティア団体などとの「協働」が不可欠であり、地域において障がい者の自立支援を図っていくうえで、障がい者の様々な活動を支援し、共に歩むボランティアは重要な役割を担うこととなります。ボランティア登録についてのさらなる周知が必要です。

また、障がい者の社会参加をしやすいするために町の事業だけに頼らず、地域ぐるみでの移動手段の確保を検討したり、既存の外出支援の周知など「協働」が重要です。

地域のお祭りなど、町民の交流の場となる各種行事への障がい者の参加促進となるよう、自治会等と連携し環境整備に努めるとともに、障がい者が主体的に参加する行事についても、町民の誰もが参加できるような積極的な周知を行います。

| 施策名             | 施策内容                                                                  |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------|
| ボランティアの育成       | 在宅福祉サービス充実の基盤となる住民のボランティア活動の多様な参加を促進するとともに、その育成・研修体制の充実を図ります。         |
| 地域での情報確保の体制づくり★ | 地域での情報を確保するため、関係機関の情報を共有するため、杵藤地区自立支援協議会との連携を強化し、拠点づくりとネットワーク化を促進します。 |

## 2. 生活環境の整備

### (1) 移動手段の確保

アンケート調査での外出時困っていることについては、「公共交通機関の便数が少ない」、「駅やバス停までが遠い」が多くなっており、公共交通機関等、地域の足の充実が求められています。

こうした状況をふまえ、障がい者の移動手段を確保するために、外出支援サービスなどのサービスを継続し、障がい者をはじめ、すべての人が安全で快適に利用できるよう、整備・改善に努めます。

| 施策名                 | 施策内容                                                                                                                                    |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 外出支援サービスなどの充実       | 一般車両による移動が困難な高齢者等及び身体障がい者を対象に、福祉車両による「福祉有償運送サービス」や障がい者福祉タクシーを提供し、障がい者の外出を支援します。                                                         |
| 障害者総合支援法に基づく移動支援の充実 | 移動に支障のある障がい者が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく同行援護、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業、自動車改造費助成事業を推進します。<br>(サービス名・事業概要についてはP34・37・38)                        |
| 身障者用駐車場の確保          | 歩行が困難な障がい者(児)、高齢者などが、公共施設を利用する際の駐車場の確保に努めるとともに、必要な方が必要なときに利用できるよう、適切な利用を促進します。<br>ケガなどの理由で一時的に歩行が困難な方でもご利用できるパーキングパーミット制度※についても周知に努めます。 |

※ パーキングパーミット制度：県が身障者用駐車場の利用にあたり、県内に共通する利用証を交付し、駐車スペースを確保するもので、県が協定を結んだ施設の専用駐車場で利用することができる制度。

## (2) 住宅環境の整備

アンケート調査では障がい者の約9割は在宅で生活しており、今後の生活についても、在宅での生活を希望する傾向が強い結果となっています。

しかし、自宅での生活が困難な人にとっては、地域での自立生活を支援するための住まいの場の提供が不可欠です。特に、知的障がい者や精神障がい者にとっては、暮らしの拠点を確保することが、施設入所から地域への移行を支援・促進するうえで重要となります。

また、在宅で生活する障がい者自身の高齢化や重症化、介護者の高齢化、親亡き後を心配する障がい者の親の不安等をふまえ、今後はグループホーム等の施設面のみならず、住宅環境の整備は重要です。

今後も、ユニバーサルデザイン※の考え方のもと、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、誰もが利用しやすいように配慮された住宅環境の整備に努めます。

| 施策名                         | 施策内容                                                                                                          |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者総合支援法に基づく住宅改修の支援         | 地域生活支援事業として、障がい者が暮らしやすいよう住宅を改修するにあたっての相談の充実とともに、費用負担の軽減を行います。<br>また、サービスについての周知に努めます。<br>(サービス名・事業概要についてはP37) |
| 各事業の効果的な運用と利用の促進のための広報活動の充実 | 日常生活用具給付事業及び生活福祉資金(住宅整備資金)貸付事業などの効果的な運用と利用の促進を図るため、広報活動の充実に努めます。                                              |
| 障害者総合支援法に基づく施設入所支援等の確保      | 障害者総合支援法に基づく施設入所支援やグループホームなど障がい者の地域生活を支援するための居住支援サービスを推進します。<br>(サービス名・事業概要についてはP35)                          |
| 一般住宅の確保の支援                  | 公営住宅への入居など、町の住宅施策との連携・調整による障がい者の住宅確保に努めます。                                                                    |

※ ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違いや障がい等に関わらず利用することができる施設・製品・情報等の設計。

### (3) 生活安全の確保

障がい者が地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、建築物、道路、交通などにおける様々な障壁（バリア）を解消し、安全な生活に支障のない環境を整備することが大切です。

また、障がい者の災害時の不安を解消するために、防災知識の普及や災害時の適切な情報提供、地域住民の協力による安全確保体制の充実とともに、避難先での安心を確保しておくことなど、地震や火災などの災害による被害を防ぐ対策が必要です。

今後は、防災対策について関係各課や地域の関係団体、組織、ボランティアなどとの横断的な連携により、災害時における避難誘導、安否確認などの支援体制づくりを図ります。

また、障がい者や高齢者をはじめ、町民が悪質商法などの被害にあわないように、地域の住民や警察署との連携や、障がい者に対する防犯知識の普及や防犯に関する相談、また、被害にあってしまった後の相談などの各種相談体制の整備や支援体制の充実に努め、安全で安心できるまちづくりを推進するため、地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯体制の整備を図ります。

| 施策名                         | 施策内容                                                                            |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 障がい者の利用に配慮した公共施設の整備推進       | 障がい者や障がい者関係団体の意見をふまえながら、スロープ※や多目的トイレ（障がい者用トイレ）などを設置し、障がい者の利用に配慮した公共施設の整備に努めます。  |
| すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの施設づくり | 障がい者をはじめ、すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの施設づくりをめざします。                                     |
| 災害時要支援者の安全を確保するための生活支援の体制整備 | 防災関係機関と連携し、障がいのある人に配慮した避難所の整備等、被災後の生活支援体制の充実に努めます。                              |
| 避難先で必要な介護を受けられる体制の確保        | 災害時における障がい者などに配慮した避難所などの確保や障がい者関係団体や各関係機関、ボランティアなどと連携し、避難先で必要な介護を受けられる体制を検討します。 |
| 防犯体制の整備と防犯知識の普及             | 障がいのため判断能力の不十分な人が、犯罪にあわないよう、関係機関などとの連携による各種相談支援体制の整備や防犯知識の普及を検討します。             |

※ スロープ：傾斜面、斜面、勾配のこと。

| 施策名                                   | 施策内容                                                                                                          |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助犬を同伴して施設を円滑に利用できるようにするための情報提供、理解の促進 | 障がい者が、盲導犬や介助犬などの身体障がい者補助犬を同伴して公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう、情報提供を行い、理解の促進に努めます。                               |
| 選挙における投票環境の充実                         | 投票所出入り口の段差にスロープを設置するなど、投票所において障がい者が投票しやすい環境整備に努めるとともに、点字投票や代理投票、郵便等による不在者投票制度などについて、周知し、障がい者が選挙に参加する機会を保障します。 |

### 「避難行動要支援者名簿」作成について

災害が発生した際に、自力で避難することが困難な方に対して平成 28 年度に「避難行動要支援者名簿」を作成する予定です。

情報提供に同意をされ方のみ、平時のときから名簿を警察や消防等に提供できるようになります。

### 3. 相互理解の促進

#### (1) 意思疎通支援の充実

聴覚障がい者は、情報の収集・利用などに大きな支障があるため、地域で自立した生活を送るためには、コミュニケーション手段の確保が必要となります。

意思疎通支援事業は、地域生活支援事業の必須事業となっています。

今後は、広報誌等により意思疎通支援事業についての周知を図るとともに、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を進めます。

| 施策名                    | 施策内容                                                                                                                         |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情報提供のためのボランティアの養成★     | 杵藤地区（圏域）内で手話通訳者・手話奉仕員等の養成に努めます。                                                                                              |
| 障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業   | 地域生活支援事業に位置づけられる意思疎通支援事業として、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、障がい者とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図ります。<br>(サービス名・事業概要についてはP37) |
| コミュニケーション支援のあり方についての検討 | 周囲とのコミュニケーションをとることが困難な人に対する適切な対応方法など、コミュニケーション支援のあり方について検討します。                                                               |

## （２）行政情報のバリアフリー化

本町では、毎月１回町の広報「おおまち」を発行し、配布しています。このほか町民生活に密着したサービスや行事、町政などに関する情報については、インターネット※<sup>１</sup>のホームページを通じて情報発信しています。

アンケート調査での、障がいのことや福祉サービスの情報の入手先については、行政機関の広報誌での情報を入手する方は２割となっています。

多様な情報の提供に対する障がい者やその家族からの要望は強く、今後とも必要な情報が的確に伝わるよう、行政からの情報提供・表示などの方法について検討を進めます。

| 施策名                           | 施策内容                                               |
|-------------------------------|----------------------------------------------------|
| 情報発信方法の検討                     | ファクシミリ※ <sup>２</sup> ・携帯電話を利用した、日常伝達・情報発信方法を検討します。 |
| 視覚障がい者や聴覚障がい者に対する情報提供などの充実の検討 | 視覚障がい者や聴覚障がい者に対する情報提供などの充実に向けて検討します。               |

## （３）情報提供の充実

障がい者に必要なサービスなどの情報が正しく伝わり、障がい者がその情報を活用し、安心・安全に暮らせることは重要です。

本町では広報「おおまち」やインターネットのホームページを通じて情報発信していますが、今後もきめ細やかな情報提供が必要です。

障がい者や介護者の方へ必要な情報が的確に提供できるよう、わかりやすい情報提供に努めます。

| 施策名                                  | 施策内容                                         |
|--------------------------------------|----------------------------------------------|
| 障害者ハンドブック※ <sup>３</sup> を活用した情報提供の充実 | 佐賀県が発行している障害者ハンドブックを活用し、障がい者の生活に必要な情報を提供します。 |
| 説明会や研修会においての情報提供                     | 関係機関の説明会や研修会において、情報提供を行い、関係機関との情報共有に努めます。    |

※<sup>１</sup> インターネット：コンピューター間の接続によるつながり。

※<sup>２</sup> ファクシミリ：画像情報を通信回線を通して遠隔地に伝送する機器。

※<sup>３</sup> 障害者ハンドブック：障がい者に対し各種施策・制度のあらましを知っていただくために佐賀県が作成した冊子。大町町役場、大町町総合福祉保健センター美郷などで配布。

## ◆ 目標値 ◆

### 基本目標 1 地域生活の支援体制の充実

#### 【1. 福祉サービスの充実】

| 目標指標                                                     | 平成 27 年度 |   | 平成 37 年度 |
|----------------------------------------------------------|----------|---|----------|
| 悩み事の相談相手として、相談支援事業所等の民間の相談窓口または行政機関の相談窓口を選ぶ方の割合（アンケートより） | 5.0%未満   | ⇒ | 25.0%以上  |
| 成年後見制度の名前も内容も知っている方（アンケートより）                             | 25.7%    | ⇒ | 80.0%    |
| 難病患者等の障害福祉サービスの提供                                        | 0 人      | ⇒ | 10 人     |

#### 【2. 保健医療サービスの充実】

| 目標指標                  | 平成 27 年度 |   | 平成 37 年度 |
|-----------------------|----------|---|----------|
| 特定健診の受診率上昇            | 32.3%    | ⇒ | 65.0%    |
| 精神障がい者の集い（精神デイケア）参加人数 | 36 人     | ⇒ | 100 人    |
| 難病相談・支援センターの認知度       | —        | ⇒ | 50.0%    |

### 基本目標 2 自立と社会参加の促進

#### 【1. 福祉教育と交流の推進】

| 目標指標     | 平成 27 年度 |   | 平成 37 年度 |
|----------|----------|---|----------|
| 交流学級実施回数 | 随時（毎日）   | ⇒ | 随時（毎日）   |

#### 【2. 雇用・就労の促進】

| 目標指標           | 平成 27 年度 |   | 平成 37 年度 |
|----------------|----------|---|----------|
| 町職員の障がい者の法定雇用率 | 100.0%   | ⇒ | 300.0%   |

#### 【3. 社会参加の促進】

| 目標指標                             | 平成 27 年度 |   | 平成 37 年度 |
|----------------------------------|----------|---|----------|
| 障がい者スポーツ大会開催回数                   | 1 回      | ⇒ | 1 回      |
| 地域社会での活動でしてみたい活動がない方の減少（アンケートより） | 39.2%    | ⇒ | 10.0%    |

## 基本目標３ バリアフリー社会の実現

### 【１．啓発・広報活動の推進】

| 目標指標           | 平成 27 年度 |   | 平成 37 年度 |
|----------------|----------|---|----------|
| 障がい者福祉への理解啓発回数 | 2回       | ⇒ | 12 回     |
| ボランティア登録者数     | 0人       | ⇒ | 25 人     |

### 【２．生活環境の整備】

| 目標指標                                   | 平成 27 年度 |   | 平成 37 年度 |
|----------------------------------------|----------|---|----------|
| 外出する時に特に困っていることはない<br>障がい者の増加（アンケートより） | 25.7%    | ⇒ | 80.0%    |
| 大町町は暮らしやすい町だと思う方の割合の増加（アンケートより）        | 49.1%    | ⇒ | 80.0%    |

### 【３．相互理解の促進】

| 目標指標                         | 平成 27 年度 |   | 平成 37 年度 |
|------------------------------|----------|---|----------|
| 差別や嫌な思いをした経験のある方の減少（アンケートより） | 38.6%    | ⇒ | 5.0%     |
| 手話通訳者・手話奉仕員等の増加              | 5人       | ⇒ | 10 人     |

## 第5章 推進体制・連携の強化

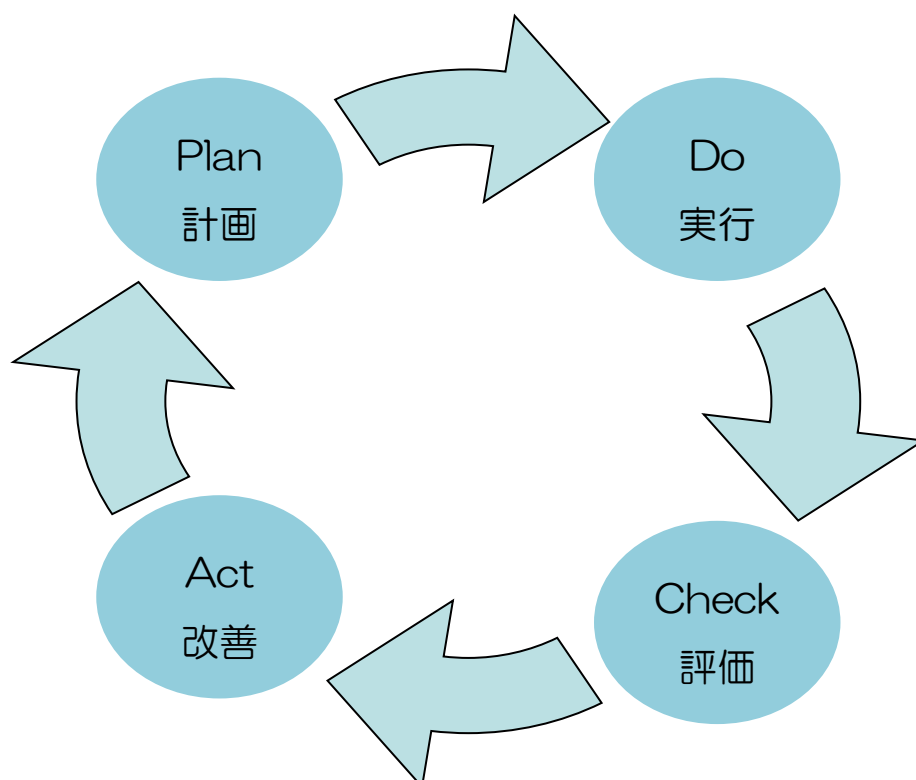
### 1. 協働による計画推進

計画の推進のためには、行政や町民、各種団体それぞれが役割を担い、また連携していくことが不可欠となります。

社会情勢によって変化する要望を的確に把握しながら、本計画について理解を広める努力を最大限に行うとともに計画の進捗状況の点検や評価を行い、すべての住民が地域福祉等に主体的に取り組むことができるような、障がい者にやさしい町をめざします。

### 2. PDCAサイクル<sup>※1</sup>による計画の推進

P・D・C・A<sup>※2</sup>の考え方にに基づき、計画の進捗状況を随時評価するとともに、必要な見直しを行い、本町における障がい者福祉施策の計画的推進並びに、地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、協議等を行っていきます。



※1 サイクル：状態が続けて変化し再び最初の状態に戻る「循環」や「周期」などの意。

※2 P・D・C・A：Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）を繰り返し行って事業を推進していく考え方。

## 1. 大町町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

○大町町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 19 年 1 月 4 日規程第 1 号)

改正 平成 27 年 7 月 24 日規程第 22 号

(設置)

第 1 条 障害者福祉を推進するために、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定に基づく大町町障害者計画(以下「障害者計画」という。)及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条の規定に基づく大町町障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)を策定する組織として、大町町障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行う。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画策定の手順に関すること。
- (2) 障害者計画書及び障害福祉計画書の作成に関すること。
- (3) その他計画の策定のために必要なこと。

(委員)

第 3 条 委員会は、10 名以内で組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表
- (2) 民生児童委員協議会の代表
- (3) 障害者福祉施設の代表
- (4) 福祉施設の代表
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、障害者計画等の策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年7月24日規程第22号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

## 2. 大町町障害者福祉計画策定委員名簿

|             | 所 属           | 氏 名                 | 委員長 | 副委員長 |
|-------------|---------------|---------------------|-----|------|
| 議会代表        | 大町町議会         | やました ときさぶ<br>山下 時三  | ○   |      |
| 障害者福祉施設の代表  | 特定非営利活動法人ふれあい | なかしま てつじ<br>中島 哲司   |     | ○    |
| 関係行政機関の職員   | 杵藤保健福祉事務所     | なりどみ やすこ<br>成富 保子   |     |      |
| 関係行政機関の職員   | 武雄公共職業安定所     | おだ さちえ<br>小田 幸恵     |     |      |
| 障害者団体の代表    | 大町町身体障害者交友会   | みやた み ゆ き<br>宮田 美由紀 |     |      |
| 障害者団体の代表    | 大町町手をつなぐ親の会   | こ が かつひこ<br>古賀 克彦   |     |      |
| 民生児童委員協議の代表 | 大町町民生児童委員協議会  | たけむら まさとし<br>武村 正俊  |     |      |
| 福祉施設の代表     | 社会福祉法人聖仁会     | きたじま たかこ<br>北島 貴子   |     |      |
| 教育委員会の代表    | 大町町教育委員会      | ふ な き ゆきひろ<br>船木 幸博 |     |      |

(任期：平成 27 年 8 月 25 日～平成 28 年 3 月 31 日)

### 3. 障害者ハンドブックの主な相談窓口等（平成 27 年度）

#### ◆相談窓口

| 名 称                           | 所在地                                            | 電話番号<br>F A X 番号             |
|-------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------|
| 社会福祉法人聖仁会「障害者相談支援センターすみれ園」    | 〒849-2102<br>大町町大字福母 3031 番地 1<br>すみれ園内        | 0952-20-1189<br>0952-82-3027 |
| 障害者相談員※                       | 障害者相談員への相談を希望される場合は大町町保健福祉課障がい者支援係にお問い合わせください。 |                              |
| 身体障害者更生相談所                    | 〒840-0851<br>佐賀市天祐一丁目 8-5                      | 0952-26-1212<br>0952-23-4679 |
| 知的障害者更生相談所                    |                                                |                              |
| 中央児童相談所                       |                                                |                              |
| 佐賀県精神保健福祉センター                 | 〒845-0001<br>小城市小城町 178-9                      | 0952-73-5060<br>0952-73-3388 |
| 精神科救急医療相談電話                   |                                                | 0952-20-0212                 |
| 高次脳機能障害専門相談窓口<br>（拠点機関）       | 佐賀大学医学部附属病院<br>先進総合機能回復センター<br>（リハビリテーション科内）   | 0952-34-3285                 |
| 高次脳機能障害専門相談窓口<br>（相談支援機関）     | 佐賀県高次脳機能障害者相談支援センターぷらむ<br>（一般社団法人ぷらむ佐賀内）       | 0952-65-3351                 |
| 佐賀県難病相談・支援センター                | 〒840-0804<br>佐賀市神野東 2-6-10                     | 0952-97-9632<br>0952-97-9634 |
| 佐賀県地域生活定着支援センター               | 〒849-0935<br>佐賀市八戸溝 1-15-3                     | 0952-97-8171<br>0952-97-8172 |
| 佐賀県消費生活センター<br>（佐賀県くらしの安全安心課） | 〒840-0815<br>佐賀市天神三丁目 2 番 11 号<br>アバンセ 3 階     | 0952-24-0999                 |
| 佐賀県交通事故相談所<br>（佐賀県くらしの安全安心課）  |                                                | 0952-25-7061                 |

※ 障害者相談員：身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者社会復帰推進員が障害者相談員として相談業務を委託されています。これらは身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の規定などに基つき、市町長などが相談員業務を委託しているものです。（精神障害者社会復帰推進員は、佐賀県精神保健融合連合会に委託）自らも障害のある方（身体障害者相談員の場合）やその家族の方（知的障害者相談員、精神障害者社会復帰推進員の場合）で、障害者福祉に深い理解と関心をお持ちです。相談内容や身上に関する秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

◆障害者１１０番

| 名 称                             | 所在地                       | 電話番号<br>FAX番号 |
|---------------------------------|---------------------------|---------------|
| 佐賀県障害者社会参加推進センター（佐賀県身体障害者福祉会館内） | 〒840-0851<br>佐賀市天祐一丁目8番5号 | 0952-24-8110  |

◆障害児等療育支援事業

| 名 称               | 所在地              | 電話番号<br>FAX番号 |
|-------------------|------------------|---------------|
| 佐賀整肢学園こども発達医療センター | 佐賀市金立町金立 2215-27 | 0952-98-2211  |
| からつ学園             | 唐津市佐志 2107-2     | 0955-72-1200  |
| 若楠療育園             | 鳥栖市弥生が丘 2-134-1  | 0942-83-1121  |
| くろかみ学園            | 武雄市山内町大野 7206-1  | 0954-20-7107  |
| 佐賀県療育支援センター       | 佐賀市大和町尼寺 1231-1  | 0952-62-2131  |

◆発達障害者支援センター

| 名 称                               | 所在地                              | 電話番号<br>FAX番号                |
|-----------------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| 発達障害者支援センター「結」（生活介護事業所「朝日山学園」に併設） | 〒841-0073<br>鳥栖市江島町字西谷 3300 番地 1 | 0942-81-5728<br>0942-81-5729 |

◆発達障害児（者）専門相談窓口

| 名 称               | 所在地 | 電話番号<br>FAX番号 |
|-------------------|-----|---------------|
| NPO法人それいゆ専門相談窓口担当 |     | 090-6296-7550 |

◆障害者就業・生活支援センター

| 名 称         | 所在地                                  | 電話番号<br>FAX番号                |
|-------------|--------------------------------------|------------------------------|
| 社会福祉法人たちばな会 | 〒849-1425<br>嬉野市塩田町大字五町田甲 2147<br>番地 | 0954-66-9093<br>0954-66-9255 |

◆関係機関一覧

| 名 称       | 所在地                       | 電話番号<br>FAX番号                |
|-----------|---------------------------|------------------------------|
| 大町町保健福祉課  | 〒849-2101<br>大町町大町 5000   | 0952-82-3185<br>0952-82-3060 |
| 杵藤保健福祉事務所 | 〒843-0023<br>武雄市武雄町昭和 265 | 0954-22-2103<br>0954-22-4573 |

◆協議会

| 名 称         | 所在地               | 電話番号<br>FAX番号 |
|-------------|-------------------|---------------|
| 杵藤地区自立支援協議会 | 江北町福祉課（平成 28 年度※） | 0952-86-5614  |

◆県社会福祉協議会

| 名 称        | 所在地                      | 電話番号<br>FAX番号                |
|------------|--------------------------|------------------------------|
| 佐賀県社会福祉協議会 | 〒840-0021<br>佐賀市鬼丸町 7-18 | 0952-23-2145<br>0952-25-2980 |

◆日本年金機構

| 名 称     | 所在地                        | 電話番号<br>FAX番号                |
|---------|----------------------------|------------------------------|
| 武雄年金事務所 | 〒843-8588<br>武雄市武雄町昭和 43-6 | 0954-23-0121<br>0954-23-8249 |

◆障害者職業センター

| 名 称         | 所在地                       | 電話番号<br>FAX番号                |
|-------------|---------------------------|------------------------------|
| 佐賀障害者職業センター | 〒840-0851<br>佐賀市天祐一丁目 8-5 | 0952-24-8030<br>0952-24-8035 |

※ 杵藤地区自立支援協議会は、武雄市・鹿島市・嬉野市・大町町・江北町・白石町・太良町の3市4町で構成されているため、各年度で担当市町が変わる。平成 28 年度は江北町。

◆公共職業安定所

| 名 称       | 所在地                        | 電話番号<br>FAX番号                |
|-----------|----------------------------|------------------------------|
| 武雄公共職業安定所 | 〒843-0023<br>武雄市武雄町昭和 39-9 | 0954-22-4155<br>0954-22-4862 |

◆特別支援学校

| 名 称                               | 所在地                                  | 電話番号<br>FAX番号                |
|-----------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|
| 県立盲学校<br>(幼・小・中・高・専)              | 〒840-0851<br>佐賀市天祐 1-5-29            | 0952-23-4672<br>0952-25-7044 |
| 県立ろう学校<br>(幼・小・中・高)               | 〒849-0936<br>佐賀市鍋島町大字森田 321          | 0952-30-5368<br>0952-34-1043 |
| 県立金立特別支援学校<br>(小・中・高)             | 〒849-0906<br>佐賀市金立町大字金立 2339-2       | 0952-98-1135<br>0952-71-8001 |
| 県立大和特別支援学校<br>(小・中・高)             | 〒840-0213<br>佐賀市大和町大字久留間 3353        | 0952-62-1221<br>0952-51-2009 |
| 県立中原特別支援学校<br>(小・中・高)             | 〒849-0101<br>三養基郡みやき町大字原古賀<br>7262-1 | 0942-94-3575<br>0942-81-8002 |
| 県立中原特別支援学校<br>鳥栖田代分校<br>(小・中)     | 〒841-0015<br>鳥栖市田代上町 301-1           | 0942-81-4884<br>0942-81-4883 |
| 県立伊万里特別支援学校<br>(小・中・高)            | 〒848-0023<br>伊万里市大坪町丙 1427           | 0955-23-8554<br>0955-20-1005 |
| 県立唐津特別支援学校<br>(小・中・高)             | 〒847-0002<br>唐津市山本 788-12            | 0955-78-2394<br>0955-70-3350 |
| 県立うれしの特別支援学校<br>(小・中・高)           | 〒849-1425<br>嬉野市塩田町大字五町田甲<br>2877-1  | 0954-66-4911<br>0954-66-4936 |
| 佐賀大学文化教育学部<br>附属特別支援学校<br>(小・中・高) | 〒840-0026<br>佐賀市本庄町大字正里 46-2         | 0952-29-9676<br>0952-28-3850 |

※凡例 幼：幼稚部、小：小学部、中：中学部、高：高等部、専：専攻科

◆障害者（児）福祉関係団体

| 名 称                     | 所在地                                                | 電話番号<br>FAX番号                |
|-------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------|
| 佐賀県障害者社会参加推進センター        | 〒840-0851<br>佐賀市天祐 1-8-5                           | 0952-29-1226<br>0952-29-3918 |
| 一般社団法人<br>佐賀県身体障害者団体連合会 | 〒840-0851<br>佐賀市天祐 1-8-5                           | 0952-29-3825<br>0952-29-3918 |
| 一般社団法人<br>佐賀県視覚障害者団体連合会 | 〒840-0815<br>佐賀市天神 1-4-16                          | 0952-29-7326<br>0952-25-5760 |
| 一般社団法人<br>佐賀県聴覚障害者協会    | 〒840-0826<br>佐賀市白山 2-1-12<br>佐賀商エビル4階              | 0952-22-7307<br>0952-22-7307 |
| 佐賀県脊損会                  | 〒840-0851<br>佐賀市天祐 1-8-5                           | 0952-26-7126<br>0952-26-7126 |
| 特定非営利活動法人<br>佐賀県腎臓病協議会  | 〒840-0851<br>佐賀市天祐 1-8-3                           | 0952-22-9656<br>0952-22-9656 |
| 佐賀県喉友会                  | 〒840-2213<br>佐賀市川副町鹿江 993-13                       | 0952-45-6484<br>0952-45-6484 |
| （公社）日本オストミー協会<br>佐賀県支部  | 〒840-0851<br>佐賀市天祐 1-8-5                           | 0952-65-5855<br>0952-65-5855 |
| 一般財団法人<br>佐賀県手をつなぐ育成会   | 〒840-0851<br>佐賀市天祐 1-8-5                           | 0952-29-7342<br>0952-29-7342 |
| 佐賀県肢体不自由児協会             | 〒840-0021<br>佐賀市鬼丸町 7-18<br>佐賀県社会福祉協議会内            | 0952-23-4248<br>0952-28-4950 |
| 佐賀県授産施設協議会              |                                                    |                              |
| 佐賀県身体障害児者施設協議会          |                                                    |                              |
| 佐賀県知的障害者福祉協会            |                                                    |                              |
| 佐賀県肢体不自由児者<br>父母の会連合会   | 〒849-1313<br>鹿島市大字重ノ木乙 3028 番地6                    | 0954-63-1015<br>0954-68-0066 |
| 一般社団法人<br>佐賀県障がい者スポーツ協会 | 〒840-0851<br>佐賀市天祐 1-8-5                           | 0952-24-3809<br>0952-24-3818 |
| 佐賀県障害者スポーツ指導者<br>協議会    | 〒840-0816<br>佐賀市駅南本町 1-16                          | 090-4997-7949                |
| 佐賀県精神保健福祉連合会            | 〒845-0001<br>小城市小城町 178-9<br>佐賀県精神保健福祉センター敷地<br>西側 | 0952-72-4797<br>0952-72-4797 |

| 名 称                    | 所在地                                    | 電話番号<br>FAX番号                |
|------------------------|----------------------------------------|------------------------------|
| 佐賀県難聴者・中途失聴者協会         | 〒840-0826<br>佐賀市白山 2-1-12<br>佐賀商エビル4階  | 0952-24-7126                 |
| 一般社団法人<br>唐津市身体障害者福祉協会 | 〒847-0011<br>唐津市栄町 2572-1              | 0955-72-2926<br>0955-72-2926 |
| 一般社団法人ぷらむ佐賀            | 〒849-0924<br>佐賀市新中町8番 20<br>リファイン佐賀敷地内 | 0952-65-3351<br>0952-65-9600 |
| 鳥栖・三養基地区失語症友の会         | 〒841-0018<br>鳥栖市田代本町 1187-1-101        | 0952-84-4745                 |

◆「障害者虐待防止センター」、「障害者権利擁護センター」

| 名 称 | 所在地           | 電話番号<br>FAX番号                |
|-----|---------------|------------------------------|
| 大町町 | 大町町総合福祉保健センター | 0952-82-3185<br>0952-82-3060 |